

## 平成23年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会次第

日時：平成23年12月15日（木）

午後2時～4時

場所：足立区役所 中央館8階 特別会議室

議長：和田 部会長

司会：大澤

### 議 題

#### 審議事項

- 1 足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画策定に伴う中間報告（案）について 【資料1】

#### 報告事項

- 1 第5期介護保険料に関する国等から新たに示された事項について 【資料2】
- 2 足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（中間報告）の公聴会等の結果について 【資料3】
- 3 平成23年度 足立区介護保険事業実施状況（上半期）について 【資料4】
- 4 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスモデル事業の実施について 【資料5】
- 5 高齢者実態調査報告書について 【資料6】

## 平成 23 年度 第 3 回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成 23 年 12 月 15 日

件 名	足立区障がい者計画及び足立区第 3 期障がい福祉計画策定に伴う 中間報告(案)について
所管部課名	福祉部障がい福祉課、障がい福祉センター 衛生部足立保健所保健予防課
内 容	<p>足立区障がい者計画及び足立区第 3 期障がい福祉計画策定に伴う中間報告(案)がまとまったので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主な内容【資料 1-1・1-2 参照】</p> <p>第 1 章 計画の基本的な考え方 計画策定の背景、計画の位置づけ、計画の期間等を説明</p> <p>第 2 章 障がい者をめぐる状況と実態 国や都の動向、障害者手帳所持者数の推移、主な福祉サービス利用状況、サービス利用者アンケートや障がい者団体等へのヒアリング結果を説明</p> <p>第 3 章 障がい者計画 障がい者計画の 7 本の施策の柱及びその体系、重点課題、個別課題等を説明</p> <p>第 4 章 第 3 期障がい福祉計画 第 3 期障がい福祉計画の基本的な考え方、事業計画、重点的な取り組み項目について説明</p> <p>2 計画期間 足立区障がい者計画 平成 24 年度から 29 年度 (6 年間) 足立区第 3 期障がい福祉計画 平成 24 年度から 26 年度 (3 年間)</p> <p>3 スケジュール (予定) 平成 23 年 12 月 16 日 足立区地域自立支援協議会へ報告 平成 23 年 12 月 26 日 足立区地域保健福祉推進協議会へ報告 平成 24 年 1 月 パブリックコメントを実施 障がい者団体等から意見聴取 平成 24 年 3 月末 足立区障がい者計画、足立区第 3 期障がい福祉計画を策定</p> <p>4 今後の方針 国と東京都との連絡を密にし、計画策定作業を進めていく。</p>

(案)

足立区障がい者計画  
～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～

足立区第3期障がい福祉計画

中間報告【概要説明資料】

平成23年12月

# 計画期間と基本構成

## 障がい者計画

(障害者基本法第11条第3項)

区が障がい者施策全般をどのように推進していくかを定める施策全体にかかわる広範囲な計画

(6年間)

平成24年度 → 26年度 → 29年度

(3年間)

## 障がい福祉計画

(障害者自立支援法第87条、88条第1項)

障害者自立支援法の対象となるサービス等の必要量を数値目標として持つ実施計画

## 基本構成

### 1) 基本的な考え方

これまでの流れ、位置づけ、期間など

### 2) 障がい者をめぐる状況等

国や都の動向、アンケート結果など

### 3) 障がい者計画

7施策    30課題

### 4) 障がい福祉計画

対象    28事業

2つの計画を1つにまとめて作成

# 計画の概要と背景

## 障がい施策に関わる法律改正

障害者自立支援法、障害者基本法等の改正の動きをはじめ、障がい者制度改革の変遷の中にある

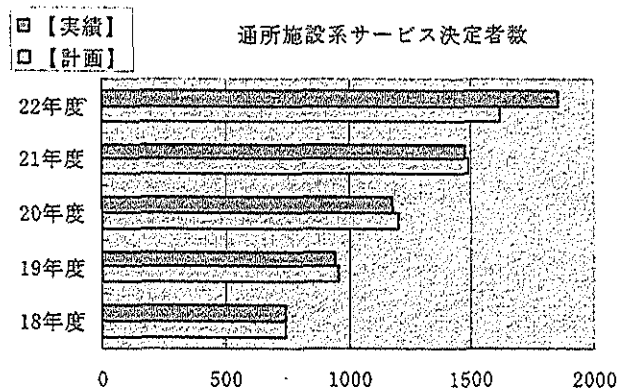
## 障がい者の数 （平成23年7月の手帳所持者数）

身体障がい者 23,053人 2%増  
 知的障がい者 4,348人 4%増  
 精神障がい者 4,043人 8%増

「%」は、年あたりの増加割合を示しています

## これまでの障がい福祉サービス利用状況 決定者数、利用者数、利用時間などは 概して増傾向

○計画値を上回った事業：通所施設、共同生活援助・介護（グループホーム等）  
 移動支援事業、児童デイサービス



●計画値に届かなかった事業：居宅系サービス、短期入所（ショートステイ）

## アンケート、障がい者団体・法人等からのヒアリング結果

### 満足度は比較的高いが、要望も

- ・ 利用者の満足は6割～7割
- ・ 多岐にわたるサービス要望
- ・ 区の役割は極めて重要
- ・ 施設増、災害対策、啓発を望む声

# 障がい者計画の施策

## 施策 7つの柱

- 施策1 社会参加の促進
- 施策2 地域生活支援サービスの充実
- 施策3 保健・医療サービスの充実
- 施策4 障がい児療育・支援体制の整備
- 施策5 地域居住の場の確保
- 施策6 就労支援の充実と雇用促進
- 施策7 バリアフリー社会実現の基盤整備

※前回の計画と施策そのものは変わっていません

# 障がい者計画のポイント

## これまでの計画との 7つの違い

1) 重点課題の捕らえ方  
事業（点） ⇒ テーマ（面）

2) 相談体制の更なる強化  
基幹相談支援センター設置と  
民間事業所との連携強化

3) 新たな課題への支援体制の確立  
発達障がい、高次脳機能障がい

4) 区民のニーズに沿った重点課題の設定  
施設サービス、移動手段、グループホーム等

5) これまでの取り組みを反映  
障がい児支援の充実

6) 新たな視点での事業  
防災対策、選挙における環境整備、消費者被害防止対策

7) 施策内の内容整理  
施策3 保健・医療サービスの充実  
施策6 就労支援の充実と雇用促進

## 7つの重点課題

- 1) 相談支援体制の充実
- 2) 発達障がい者（児）の支援体制の確立
- 3) 高次脳機能障がい者の支援体制の確立
- 4) 施設サービスの充実
- 5) 移動手段の確保
- 6) グループホーム等の整備
- 7) 就労環境の整備

# 障がい福祉計画のポイント

## 指定事業と目標値の考え方

- ・ 新規追加項目：地域移行支援、地域定着支援、就労移行者数、就労継続A型利用者の割合
- ・ 給付系事業目標値：これまでの利用者数等を元に推計
- ・ 施設系事業目標値：これまでの利用者数等を元に施設開設見込みを勘案し推計
- ・ 国、東京都の目標との整合を図る

## 【障がい福祉サービス】

障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者居住等の状況)を踏まえ、個々に支給する事業

### 目標値を増やす事業(主なもの)

- ・ 計画相談支援事業
- ・ 短期入所(ショートステイ)
- ・ 通所施設系サービス
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 共同生活・介護(グループホーム等)

## 【地域生活支援事業】

地域で生活する方のニーズを踏まえてその実情に応じ、自治体が柔軟に実施する事業

### 目標値を増やす事業(主なもの)

- ・ 相談支援事業(事業所の個所数)

### 目標値を維持し安定してサービスを提供する事業

- ・ 地域自立支援協議会ほか、全ての事業実績を見ながら継続します。



(案)

## 足 立 区

### 障 が い 者 計 画

～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～

(平成 24 年度～29 年度)

### 第 3 期 障 が い 福 祉 計 画

(平成 24 年度～26 年度)

## 中 間 報 告

この中間報告は、現段階での考えを示したものです。  
今後、この内容について皆様からのご意見や厚生労働省の通知内容を検討して、  
平成 24 年 3 月に本報告を行う予定です。

平成 23 年 12 月

# 【 目 次 】

ページ番号

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4

## 第2章 障がい者をめぐる状況と実態

1	国・東京都の動向	5
2	足立区の障がい者手帳所持者数の推移	6
3	足立区的主要福祉サービスの利用状況	7
4	足立区障がい者計画等作成のためのアンケート分析結果	9
5	障がい者団体、家族会、区内社会福祉法人ヒアリング結果	11

## 第3章 障がい者計画

1	障がい者施策の体系	12
2	施策における重点課題	13
	【施策1】 社会参加の促進	14
	【施策2】 地域生活支援サービスの充実	18
	【施策3】 保健・医療サービスの充実	33
	【施策4】 地域居住の場の確保	37
	【施策5】 障がい児療育・支援体制の整備	39
	【施策6】 就労支援の充実と雇用保障	46
	【施策7】 バリアフリー社会実現の基盤整備	50

## 第4章 第3期障がい福祉計画

1	第3期障がい福祉計画の基本的な考え方	56
2	第3期障がい福祉計画事業計画	57
3	重点的な取り組み項目について	76
	第3期障がい福祉計画事業計画一覧	79

## 資料編

第1期・第2期障がい福祉計画実績一覧	81
--------------------	----

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

今、障がい者福祉をめぐる動向は大きな転換期を迎えています。

足立区では、平成12年に「地域保健福祉計画 一障がい者施策一」を策定し、ノーマライゼーションの理念のもとに「障がい者が安心して住み続けられるまちをめざして」という目標を掲げ、様々な課題に取り組んできました。

障がい福祉施策は、平成15年4月の支援費制度による契約制度への移行、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により制度が大きく変わってきました。

現在、国は障害者自立支援法に代わるものとして、平成25年までに障害者総合福祉法(仮称)を制定するための検討を行っています。その間、地域での障がい者の生活向上を図るために、平成22年12月に自立支援法等の一部が改正されました。

また、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成24年10月には「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行が予定されています。これらの法律の改正により、区市町村の役割が益々大きくなります。

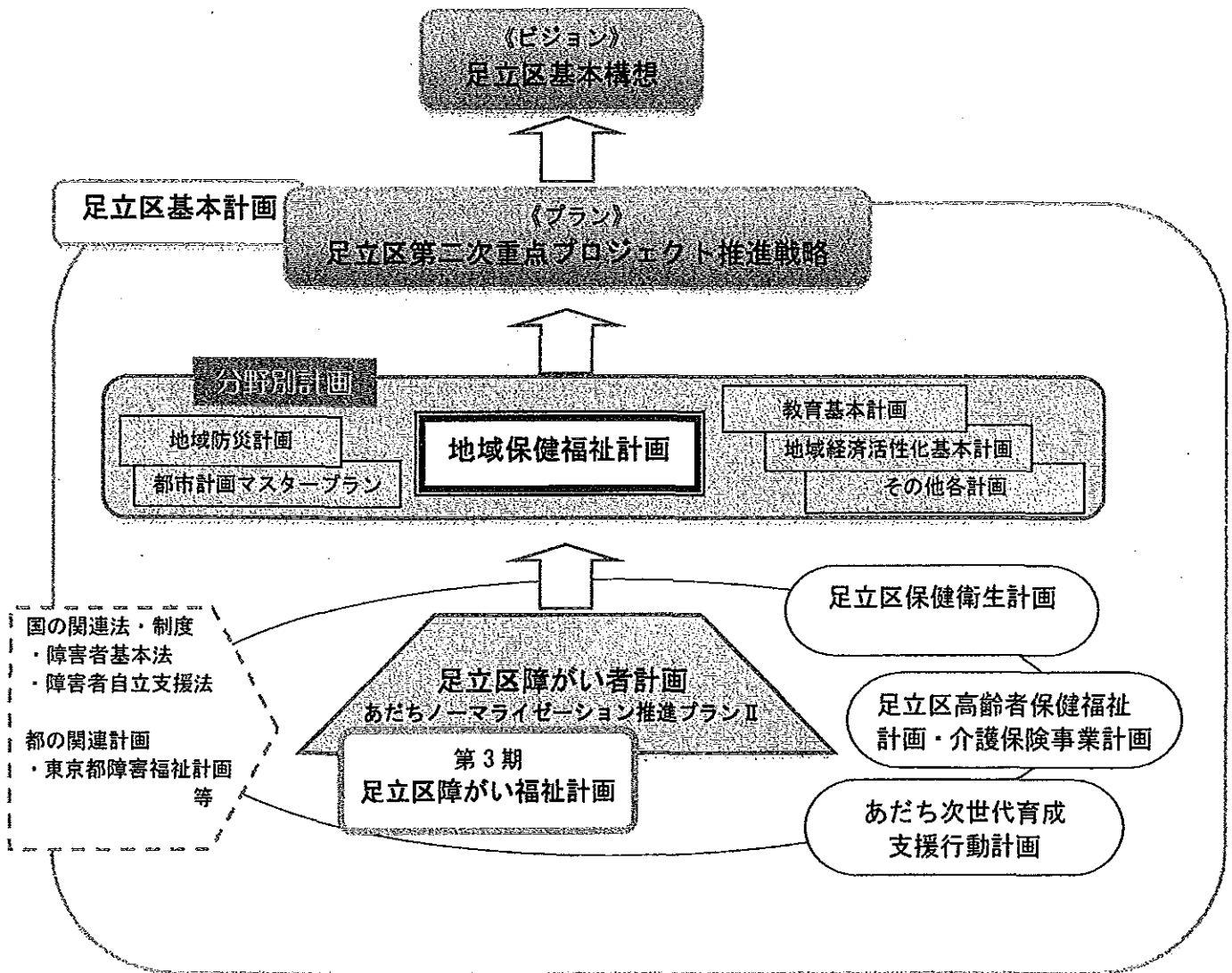
一方、発達障がいや高次脳機能障がいへの支援など新たな取り組みも求められています。このように障がい者をとりまく状況が変化する中、障がい者施策を着実に前進させるため、「足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～」と「第3期障がい者福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「足立区地域保健福祉計画」の一環として障がい者の施策全般と障がい福祉サービスに関する区の取り組みをまとめるものです。

また、障害者基本法、障害者自立支援法等の法令や東京都の障害者計画・障害者福祉計画等の関連個別計画との整合性をはかって策定しています。

(図1) 他の計画との関係



### 3 計画の期間

この計画は、国が策定した基本指針を踏まえ、障害者基本法に基づく「障がい者計画」(6カ年計画)と、障害者自立支援法に基づく「第3期障がい福祉計画」(3カ年計画)とします。

#### 障がい者計画(障害者基本法第11条第3項)

区が障がい者施策全般をどのように推進していくかを定めるもので、施策全体にかかわる広範囲な計画。

#### 障がい福祉計画(障害者自立支援法第87条、88条第1項)

障害者自立支援法の対象となるサービスなどについて、区としての必要量を数値目標として持ち、それをどのように実現していくかを定める計画。

#### <計画期間>

平成 18 年	20 年	23 年	26 年	29 年
障がい者計画 (18～23 年度) ～あだちノーマライゼーション推進プランⅠ～		障がい者計画 (24～29 年度) ～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～		
第 1 期 障がい福祉計画 (18～20 年度)	第 2 期 障がい福祉計画 (21～23 年度)	第 3 期 障がい福祉計画 (24～26 年度)		

### 4 計画の策定体制

#### (1) 庁内の「障がい者計画策定検討委員会」

策定にあたっては、庁内に「障がい者計画策定検討委員会」を設置し、障害者自立支援法改正への対応の準備と並行しながら、検討してきました。

#### (2) 各種協議会等

自立支援協議会や福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者ならびに区民代表で構成する足立区地域保健福祉推進協議会及び同協議会介護保険・障がい福祉専門部会で検討しました。

#### (3) アンケート調査の実施

福祉サービスの利用状況やニーズを把握するために、サービスの利用者を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### (4) 障がい者団体、関係機関へのヒアリング

区内の障がい者団体や施設を運営する社会福祉法人から、足立区の障がい福祉についてのご意見をいただきました。

## 第2章 障がい者をめぐる状況と実態

### 1 国・東京都の動向

#### (1) 国の動向

平成21年12月、国は、障がい者の権利に関する条約（「障害者権利条約」）締結をめざし、障がい者制度の改革について集中的に検討するため「障がい者制度改革推進本部」を設置するとともに、その中に障がい者施策の推進に関する意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」を設置しました。

平成22年4月からは、「障がい者制度改革推進会議」の中に「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」を設け、現行の障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」（平成25年8月までの施行をめざす）の検討が進められています。

平成23年8月、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」は、「障がい者総合福祉法（仮称）」の骨格提言をまとめ、答申しました。

#### (2) 東京都の動向

東京都は、平成19年度からの東京都障害者計画及び平成21年度からの第2期東京都障害福祉計画に基づき、利用者本位の福祉改革に即し、各障がい特性を踏まえた独自の先駆的施策を推進するとして、下記の施策目標を掲げ、障がい者への支援を行ってきました。

- ① 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- ② 社会で生きる力を高める支援
- ③ 当たり前になれる社会の実現
- ④ バリアフリー社会の実現
- ⑤ サービスを担う人材の養成・確保

現在、平成24年度からの東京都障害者計画及び第3期障害福祉計画の策定に向け、下記の5点を新たな施策目標とし、障がい者への支援にあたるとしています。

- ① 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備
- ② 施設入所・入院から地域生活への移行促進
- ③ 日常生活を支えるサポート体制の整備
- ④ 就労支援の充実・強化
- ⑤ サービスを担う人材の養成・確保

## 2 足立区の障がい者手帳所持者数の推移

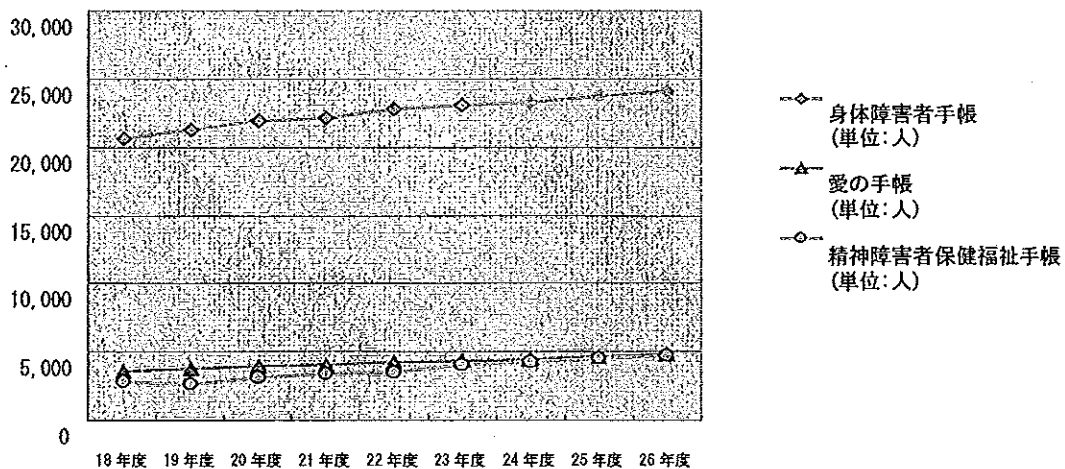
足立区の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳で毎年 2%程度、愛の手帳（知的障がい者）で毎年 4%程度、精神障害者保健福祉手帳で毎年 8%程度増加しており、今後も同程度の伸びが予想されます。

(手帳所持者の単位:人)

手帳所持者数	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
身体障害者手帳	20,616 (100%)	21,333 (103%)	21,911 (106%)	22,185 (107%)	22,851 (110%)	23,053 (111%)	23,296 (113%)	23,708 (115%)	24,120 (117%)
愛の手帳	3,622 (100%)	3,770 (104%)	3,942 (108%)	4,101 (113%)	4,265 (117%)	4,348 (120%)	4,491 (124%)	4,636 (128%)	4,781 (132%)
精神障害者保健福祉手帳	2,856 (100%)	2,664 (93%)	3,110 (108%)	3,431 (120%)	3,506 (122%)	4,043 (141%)	4,256 (149%)	4,512 (157%)	4,740 (165%)

※ ( ) 内は、18年度に対する割合

※24～26年は推測値

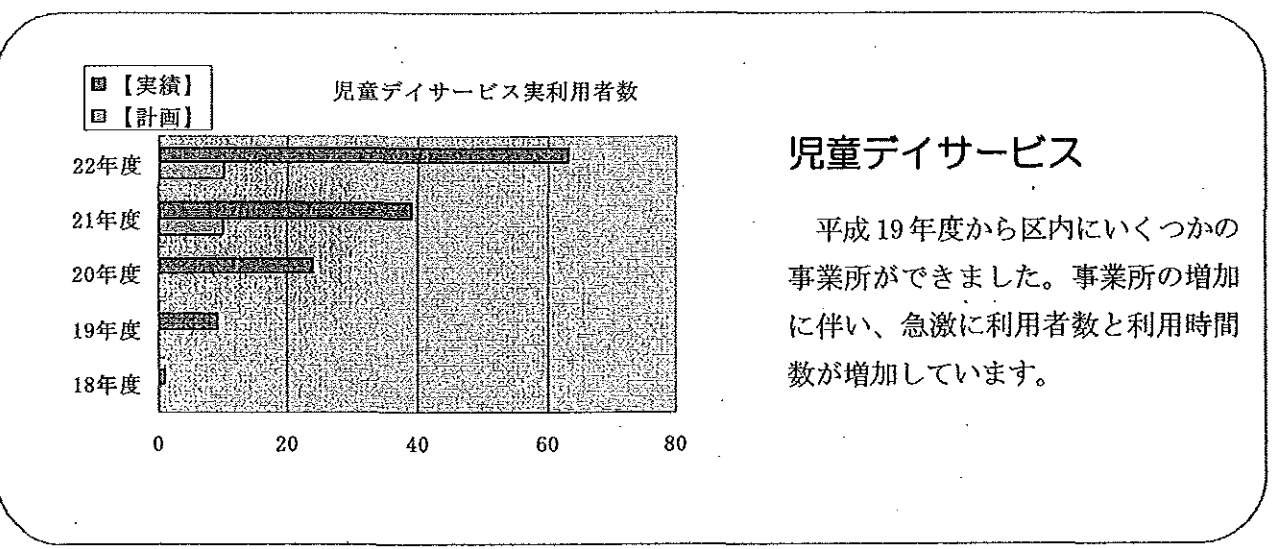
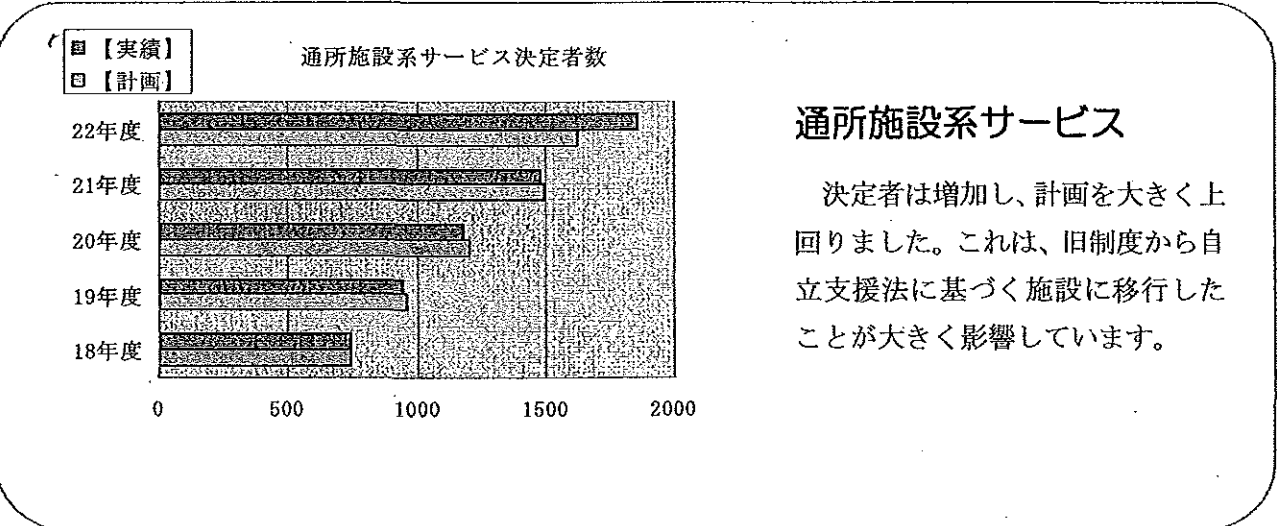
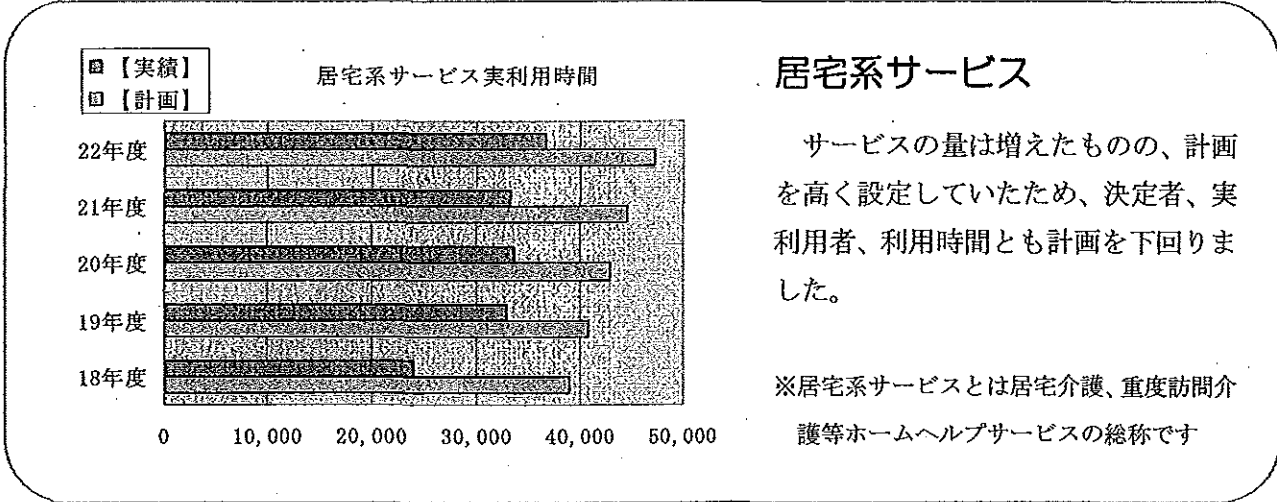


※身体障害者手帳と愛の手帳は、各年度4月1日時点の実績値 (23年度のみ7月14日時点の実績値)

※精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間のため、所持者数は前年度と前々年度交付件数の合計値

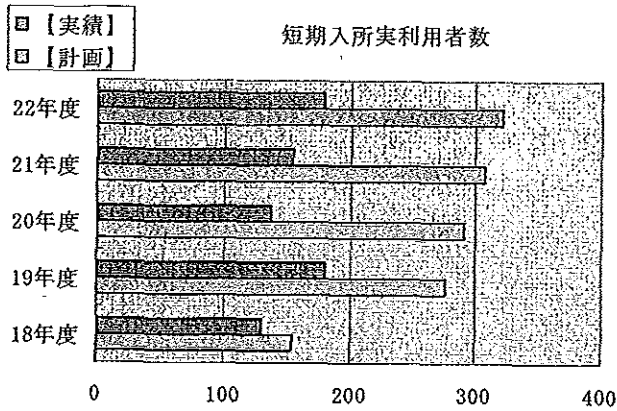
### 3 足立区の主な福祉サービス利用状況

主な福祉サービスの利用実績は以下のとおりです。通所サービスや移動支援事業など計画を上回ったものもありますが、短期入所など計画値に届かなかったものもあります。



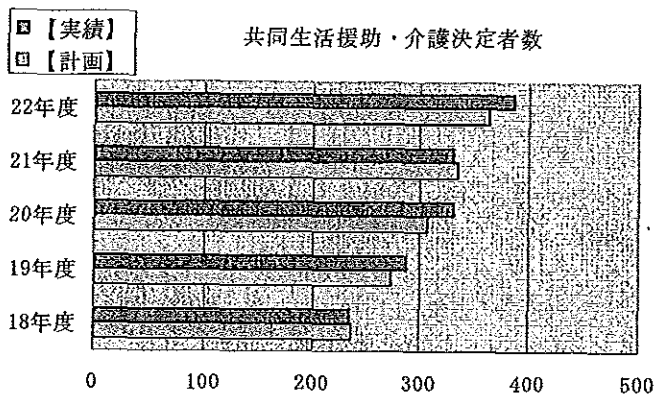
実績の詳細については、資料編の81～88ページをご覧ください。





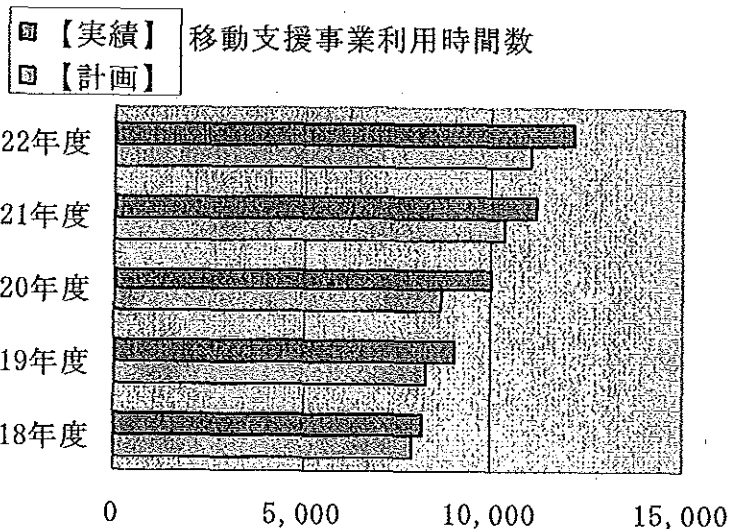
### 短期入所(ショートステイ)

利用者は増加しているが、計画値には届きませんでした。アンケートから需要の多いことがわかります。



### 共同生活援助・介護(グループホーム等)

年々順調に増加しており、22年度には計画を達成しました。グループホームが設置されるとすぐに定員を満たす状況です。アンケートから需要が多いことがわかります。



### 移動支援事業

平成18年度から22年度まで計画を上回る伸びを示しました。この事業は外出を支援するもので障がい者の社会参加が確実に広がってきたと考えられます。

実績の詳細については、資料編の81～88ページをご覧ください。

## 4 足立区障がい者計画等作成のためのアンケート分析結果

足立区では、足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画の策定に向け「足立区障がい者計画等作成のためのアンケート」を実施しました。アンケートの分析結果は以下のとおりです。

### (1) アンケート実施内容

実施期間：平成23年6月中旬～7月中旬

対象者：区内で居宅介護サービスと通所サービスを利用する障がい者

配布数：2,475件

(居宅介護サービス：880件、通所サービス：1,595件)

回答数：1,577件 (回答率 63.7%)

### (2) アンケートの結果分析

#### ① 障がい福祉サービスへの満足度が比較的高い

障がい福祉サービス等の満足度の結果は以下のとおりです。

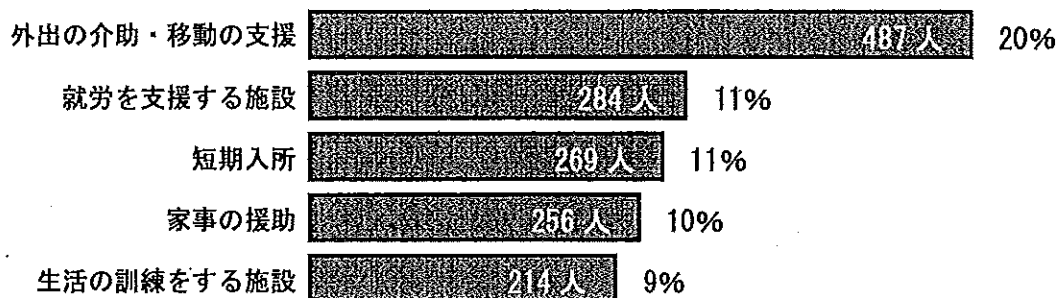
	満足・やや満足	どちらともいえない	不満・やや不満
ホームヘルパーの利用時間	63%	16%	21%
ホームヘルパーの内容	65%	16%	19%
通所サービス	76%	14%	10%
その他のサービス	66%	18%	16%

今回のアンケートでは、区が支給決定している各サービスについて「満足・やや満足」を合わせると、63%～76%と満足度が比較的高いことがわかりました。「不満・やや不満」は10%～21%で、さらに、障がい者の皆さんが地域で暮らし続けていくためには、必要なサービスの基盤を整備していくことが必要です。

#### ② 「今後利用したいサービス」は、多岐にわたっている

一人ひとりの暮らし方が異なるため、利用したいサービスも多岐にわたったと考えられます。多様な要望の中、特に以下のサービスが比較的多い回答となりました。

「今後利用したいサービス」で要望が多く寄せられたもの（上位5件）

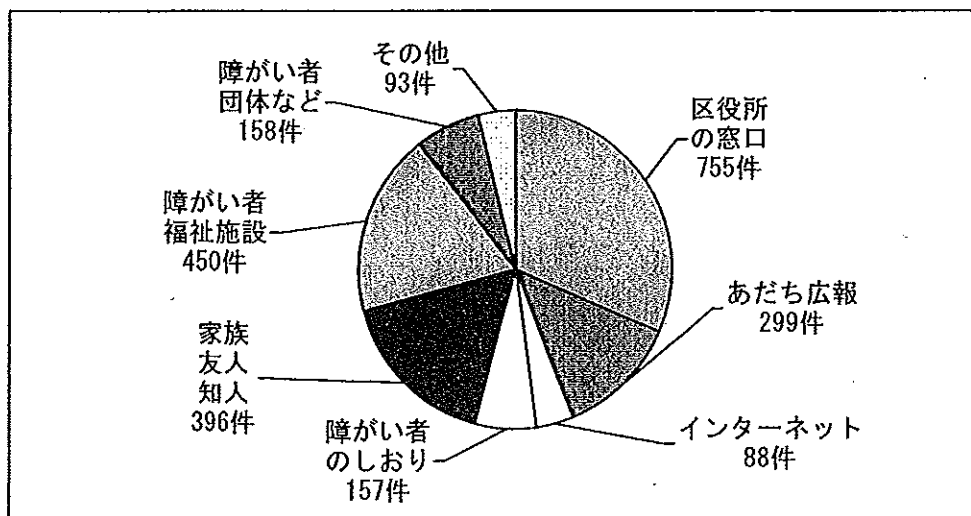


これまでの利用実績の伸びとも合致し、今後取り組まなければならない課題が明確になりました。

### ③ 障がい福祉サービスにの情報の入手先は、区の窓口が多い

障がい福祉サービスに関する情報の入手先として、「区役所の窓口」（755件・31%）と「あだち広報」（299件・12%）を合わせると43%、「障がい者施設」（450件・18%）、「家族・友人・知人」（396件・17%）でした。

情報入手先



この結果から、相談や情報入手先として区の各窓口が重要な役割を果たしていることと、障がい者の方々は日常生活の身近なところで情報を得ていることがわかりました。

区は、相談体制の充実と、あだち広報やホームページ、A-メール等の様々な手法を適切に活用しながら、障がいに応じた正確でわかりやすい情報提供を続けていくことが重要です。

## 5 障がい者団体、家族会、区内社会福祉法人ヒアリング結果

区内の障がい者団体、家族会、社会福祉法人の皆様から意見をうかがいました。主な意見は以下のとおりです。

### (1) 通所施設等の増設

障がい者が地域で安定した生活を送るため、通所施設を増設して欲しいとの意見が、多くの障がい者団体、家族会、社会福祉法人からありました。また、増設にあたっては、医療的なケアも含めて、障がいの多様化、重度化に対応できる施設の希望も寄せられています。

通所施設以外では、グループホームやケアホーム、ショートステイの増設を望む声がありました。

### (2) 障がい者への災害時の対応の充実

平成23年3月11日の大震災の体験があり、多くの社会福祉法人、家族会、障がい者団体から、災害から身を守るための対策についての要望がありました。

具体的には、避難所における要援護者への配慮、避難所での災害対策用品の充実や災害に際して自閉症やパニック障がいの方への理解を求める意見がありました。

### (3) 障がいに関する啓発

障がいへの理解を、教育の場も含めて強化して欲しいとの意見がありました。

特に精神障がい者の家族会からは、精神疾患の早期発見、早期治療のためにも、啓発活動の強化を望む声がありました。

# 第3章 障がい者計画

## 1 障がい者施策の体系（施策目標と課題）

足立区では、障がい者が安心して住み続けられるまちをめざして、以下の7つの施策の柱を掲げ30の課題を体系化し、障がい者施策を推進していきます。

### 【施策1】 社会参加の促進

- 課題 1 啓発・広報活動の推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 自主的活動の場と機会の確保
- 4 スポーツ・レクリエーション活動の振興

### 【施策2】 地域生活支援サービスの充実

- 課題 1 相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの整備）
- 2 発達障がい者（児）の支援体制の確立
- 3 高次脳機能障がい者の支援体制の確立
- 4 在宅サービスの充実
- 5 施設サービスの充実
- 6 移動手段の確保
- 7 コミュニケーション手段の確保と情報提供体制の整備
- 8 地域における権利擁護システムの整備
- 9 地域自立支援協議会の推進

重点課題

重点課題

重点課題

重点課題

重点課題

### 【施策3】 保健・医療サービスの充実

- 課題 1 保健サービスの充実
- 2 医療サービスの充実
- 3 保健・医療サービスを支えるネットワークづくり

### 【施策4】 障がい児療育・支援体制の整備

- 課題 1 早期発見・相談体制の充実
- 2 早期療育・保育機能の充実
- 3 学齢期の教育と生活の充実
- 4 関係機関ネットワークの充実

### 【施策5】 地域居住の場の確保

- 課題 1 グループホーム等の整備
- 2 公共住宅の整備と地域居住支援

重点課題

### 【施策6】 就労支援の充実と雇用促進

- 課題 1 就労の相談体制の強化
- 2 就労支援体制の充実
- 3 就労環境の整備

重点課題

### 【施策7】 バリアフリー社会実現の基盤整備

- 課題 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 福祉人材の育成
- 3 区民参加による地域福祉の推進
- 4 障がい者への防災体制の確立
- 5 選挙等における環境整備

## 2 施策における重点課題

区では、障がい者計画の期間（平成 24～29 年度）において、30 課題の中から以下の 7 項目を施策の重点課題とします。

- (1) 相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの整備）
- (2) 発達障がい者（児）の支援体制の確立
- (3) 高次脳機能障がい者の支援体制の確立
- (4) 施設サービスの充実
- (5) 移動手段の確保
- (6) グループホーム等の整備
- (7) 就労環境の整備

1

## 社会参加の促進

障がい者が生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会参加の機会を充実していくことが重要です。そのために、多様な活動の場の提供と、参加のための条件整備を積極的に推進します。また、障がい者についての区民理解を促進し、地域でいきいきと生活できる環境づくりをめざします。

### 施策1 社会参加の促進

#### 課題1 啓発・広報活動の推進

##### ■施策の方向■

障がい及び障がい者に対する理解は必ずしも十分とは言えません。障がい者の権利を守る視点から、区民の理解と認識を深める啓発活動は大変重要です。また、障がい者の社会参加を促進するためには、社会にある様々な障壁（バリア）を取り除き、その根幹となる心のバリアフリー化を広報活動をはじめとして交流・イベント・講座等、様々な方法を活用しながら推進します。

##### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
1-1-1	広報活動 (障がい福祉課・保健予防課)	あだち広報に障がい者特集号を毎年1回掲載し、区民の理解と協力を深める。また、足立区ホームページへの掲載を積極的に行い、広報活動を充実させる。
1-1-2	障がい者週間記念事業 (障がい福祉センター)	障害者週間(12月3日から9日)に合わせ、当事者団体との連携協力を図りながら記念事業を実施する。障がい者の社会参加促進や、障がい者への理解と認識を深め、共に生きる社会の実現に向けて啓発する。
1-1-3	障がい者のしおりによる情報提供 (障がい福祉課)	障がい者福祉の制度や施策内容をわかりやすくまとめ、必要な情報が必要な人に的確に伝わるよう、情報提供する。

1-1-4	地域への啓発・交流事業 (障がい福祉課)	障がい者施設を拠点に、各種交流事業を行い、障がい者や障がい者施設への地域の理解を深める。
1-1-5	こころの健康フェスティバルの開催 (保健予防課)	こころの健康に問題が生じがちな思春期・高齢者などを含め、広く区民にこころの健康づくりと精神疾患についての理解を促すとともに、精神障がい者の自己実現社会復帰を促進する。
1-1-6	社会福祉講座の開催 (障がい福祉センター)	青少年、障がい者(児)やその家族をはじめ、区民対象に、障がい福祉全般の情報提供および学習の場の提供を目的に社会福祉講座を開催する。
1-1-7	精神保健福祉講座・講演会の開催 (保健総合センター)	こころの健康に対する正しい知識・情報を学校や地域に提供し、共に生きる社会づくりを促進する。
1-1-8	障がい別セミナーの開催 (障がい福祉センター)	障がい者やその家族、関係機関を対象に各障がいの啓発、学習、情報提供を目的として各種障がい別セミナーを開催する。
1-1-9	障がい者理解のための学習機会の充実 (障がい福祉課)	障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がいと障がい者への理解や認識を深める啓発活動として、教育機関との連携のもとに、学校事業・校外活動等を通して、学習の機会を充実させる。

## 施策1 社会参加の促進

### 課題2 生涯学習の推進

#### ■ 施策の方向 ■

障がい者が、生涯にわたって学習する機会に触れ、文化・スポーツ活動等を通じて、生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会参加を果たし、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現するために、情報提供及び活動の場の提供、参加のための条件整備等を積極的に推進します。

#### ◆ 個別事業 ◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
1-2-1	生涯学習情報の発信 (地域文化課)	身近な施設である地域学習センターや生涯学習センターが開催する講座やサークル活動を広報紙、ホームページ、センターのミニコミ誌などで情報発信し、学びの場を提供する。



1-2-2	地域のサークルや 団体との絆やふれ あいの場づくり (地域文化課)	地域で活動するサークルや団体が、障がい施設などに出張し、日ごろの活動成果を披露し、学びの社会還元を行う「アウトリーチ型事業」を推進する。
1-2-3	障がい者を支援する 地域活動の促進 (地域文化課)	地域活動団体や都立特別支援学校との連携をとおして、地域社会に障がい者への支援活動への意識を高める。
1-2-4	障がい者や高齢者等 に配慮した施設設備 (障がい福祉課)	障がい者や高齢者をはじめとするすべての人々の利用に配慮し、安全で快適に利用しやすい公共施設の整備を促進する。

### 施策1 社会参加の促進

#### 課題3 自主的活動の場と機会の確保

##### ■施策の方向■

障がい者が、当事者同士や地域の人々とのふれあいをさらに深め、生きがいのある地域生活が送れるよう、自主的活動を支援します。

また、日常的な趣味・創作活動の場や、その発表の機会を増やします。

##### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
1-3-1	障がい者グループの 育成 (障がい福祉センター・保健 総合センター・精神障がい 者自立支援センター)	障がい者が、障がい特性に応じて当事者同士で交流を持ち、趣味・創作活動等の自主的活動を行い、地域生活を豊かにするための障がい者グループの育成を図る。
1-3-2	障がい者団体・自主的 活動グループの支援 (障がい福祉センター・保健 予防課・保健総合センター・ 精神障がい者自立支援セン ター)	障がい者福祉の増進を目的に運営・事業実施する障がい者団体や、障がい者の社会活動・社会貢献活動の促進を目的に活動している自主的なグループに対して、関連機関との連携しながら、技術支援をはじめとした多角的な支援を図る。
1-3-3	障がい者作品展の実施 (障がい福祉センター)	障がい者週間記念事業「障がい者文化祭」の一環として作品展を開催し、日ごろの文化活動の成果を発表する場を提供する。

1-3-4	障がい福祉館の活用 (障がい福祉課)	各種施設（視聴覚室、作業訓練室、機能訓練室、会議室等）を貸し出し、障がい者・家族・障がい者支援を行うボランティア等の学習・活動の場の提供や交流を図り、在宅生活の充実を図る。
-------	-----------------------	--

施策1 社会参加の促進

課題4 スポーツ・レクリエーション活動の振興

■施策の方向■

障がい者が一般のスポーツクラブ等で、体力づくりに取り組むことは、ハード・ソフト両面に課題があります。また、障がいがあっても気軽に楽しめ、体力づくりにつながるスポーツの開発も、重要な課題です。

そのため障がい者がスポーツやレクリエーションを通じ、体力づくり及び仲間づくりが自主的に行えるよう、体育協会や体育指導員、指定管理者などとの連携により、様々な事業や指導者の育成を推進します。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
1-4-1	障がい者のスポーツ教室 (スポーツ振興課)	障がい者の方が手軽にできるスポーツ（ファミリーテニス、ファミリーターゲットボール、水中ウォーキング、健康体操など）を実践することにより、運動の楽しさを味わいながら、安全で継続的なスポーツ活動へとつなげる。また、ストレス解消、体力づくりに加え、参加者同士の仲間づくりや情報交換の場、機会の提供とする。
1-4-2	タートルマラソン大会の推進 (スポーツ振興課)	タートルマラソン全国大会兼バリアフリータートルマラソン大会は、障がい者とともにだれもが楽しく参加できる健康マラソン大会である。今後も同大会を積極的に推進していくことで、区民の健康維持と体力増進に寄与していく。
1-4-3	生涯スポーツボランティア制度の推進 (スポーツ振興課)	スポーツ活動を安全かつ効果的に実践できる指導者養成を行うため、各種講習会を開催し区民の生涯スポーツ活動を支える。 ○ 公認スポーツ指導員養成講習会（共通科目） ○ 公認スポーツ指導員養成講習会（専門科目） ・各スポーツ種目、障がい者対象の指導など ○ レベルアップ講習会

## 地域生活支援サービスの充実

障がいの種別にかかわらず、また、障がいが重くても地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者やその家族の様々なニーズに対応していくことが求められています。障がい者への意思決定の支援に配慮しつつ、社会福祉法人や本人・家族等の協力のもと必要なサービスを適切に提供するため、障がい者相談体制の整備を進めていきます。

また、日常生活を送る上で欠くことのできない介護・介助や、コミュニケーション等の生活支援サービス、ホームヘルプなどのサービスを充実します。

### 施策2 地域生活支援サービスの充実

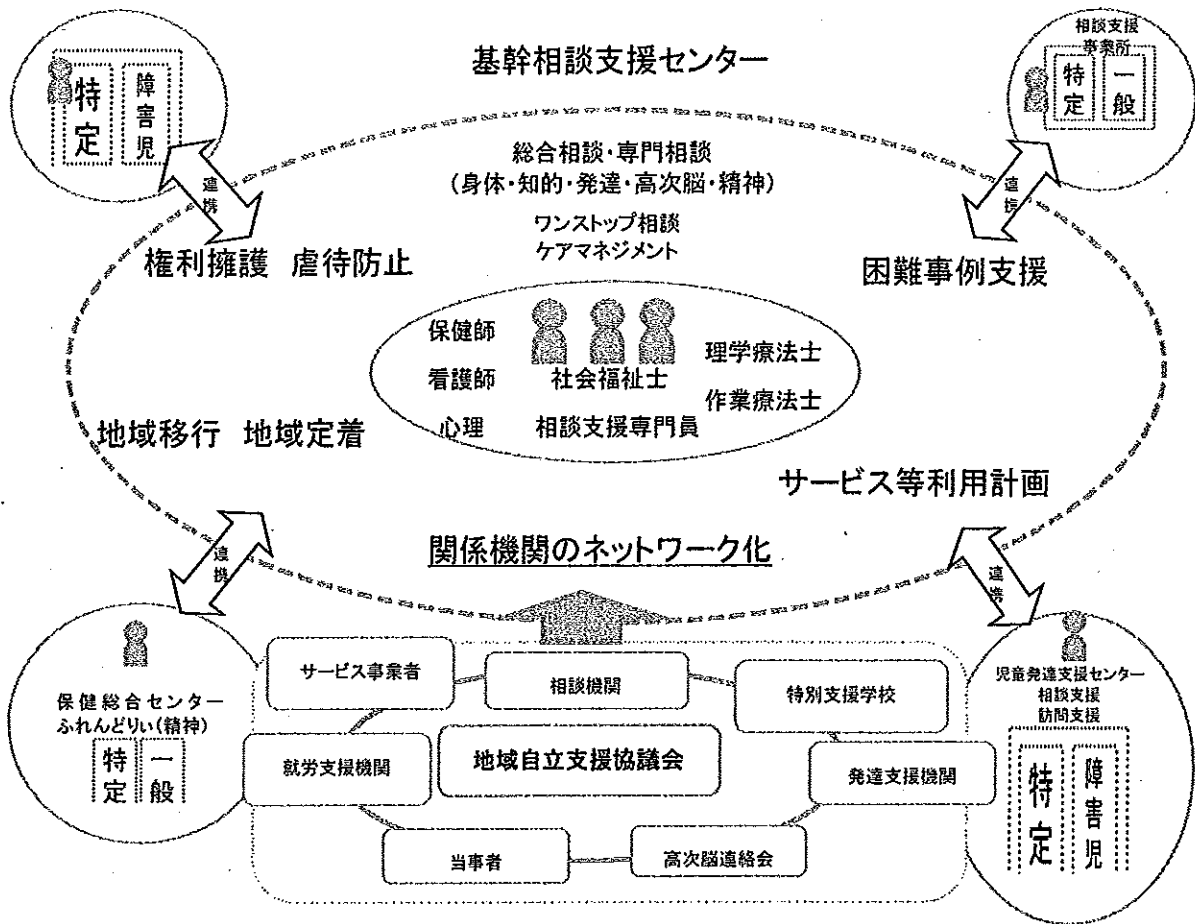
#### 課題1 相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの整備）

#### 重点課題

##### ■施策の方向■

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、相談支援体制を充実させることが不可欠です。基幹相談支援センターには、総合相談・専門相談をはじめ権利擁護・虐待防止事業を推進する役割が求められています。また、困難事例や複合化した課題解決のために、関係機関のネットワーク化にもこれまで以上に力を入れていきます。

足立区は、平成24年度から障がい福祉センターを基幹相談支援センターとして位置づけ、指定特定相談支援事業者等と連携し、身近で質の高い相談支援をめざし、重点事項として取り組みます。



※精神障がい者の相談については、保健総合センターと連携して行う。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-1-1	<b>基幹相談支援センター・指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所の設置</b> (障がい福祉課・障がい福祉センター・保健予防課)	基幹相談支援センターを設置し、障がい専門の中核機関として、障がい者（高次脳機能障がいや発達障がいを含む）や施設等からの様々な生活支援、就労に関する相談、児童（18歳未満）の発達に関する支援機能を充実させる。また、地域移行支援や地域定着等の支援を含めて各種相談を行う指定一般相談支援事業所や、サービス利用計画の作成等を行う指定特定相談支援事業所を設置し、相互体制の充実を図る。  24年度目標    基幹相談支援センター    1カ所 指定一般相談支援事業所    10カ所 指定特定相談支援事業所    25カ所  29年度目標    基幹相談支援センター    1カ所 指定一般相談支援事業所    12カ所 指定特定相談支援事業所    29カ所

2-1-2	障がい者（児）ケア マネジメント (障がい福祉センター・福祉 事務所・保健総合センタ ー・保健予防課)	障がい者（児）の相談支援にかかわる各関係機関において、障がい者ケアマネジメント手法を用いて、基本相談支援を充実するとともに、計画相談、障がい児相談に対応しながら障がい者（児）の地域生活を支援する。
2-1-3	ピアサポート相談 (障がい福祉センター)	専門性を備えた障がい当事者に委託し、同じ目線で、障がい者の生活力を高め、自らがサービスを活用できるようになることを目的とし、援助・支援を行う。
2-1-4	身体障がい者・知的 障がい者相談員 (障がい福祉センター)	区からの委託を受けた障がい者やその家族等の民間協力者が障がい当事者ならではの体験や経験を生かして相談・援助を行い、障がい者の自立を支援する。
2-1-5	補装具相談 (障がい福祉センター)	補装具個別専門相談、補装具適合判定、補装具モデル書類判定事業等の充実により、幅広い年齢層の補装具の身体や生活上の適性向上、支給の円滑化をはかる。
2-1-6	民間障がい者施設の 相談支援 (障がい福祉課)	区内の地域移行型入所施設が拠点となり、各通所型施設においても障がい者にかかわる身近な施設で、生活や福祉に関する相談支援を行う。

## 施策2 地域生活支援サービスの充実

### 課題2 発達障がい者（児）の支援体制の確立

**重点課題**

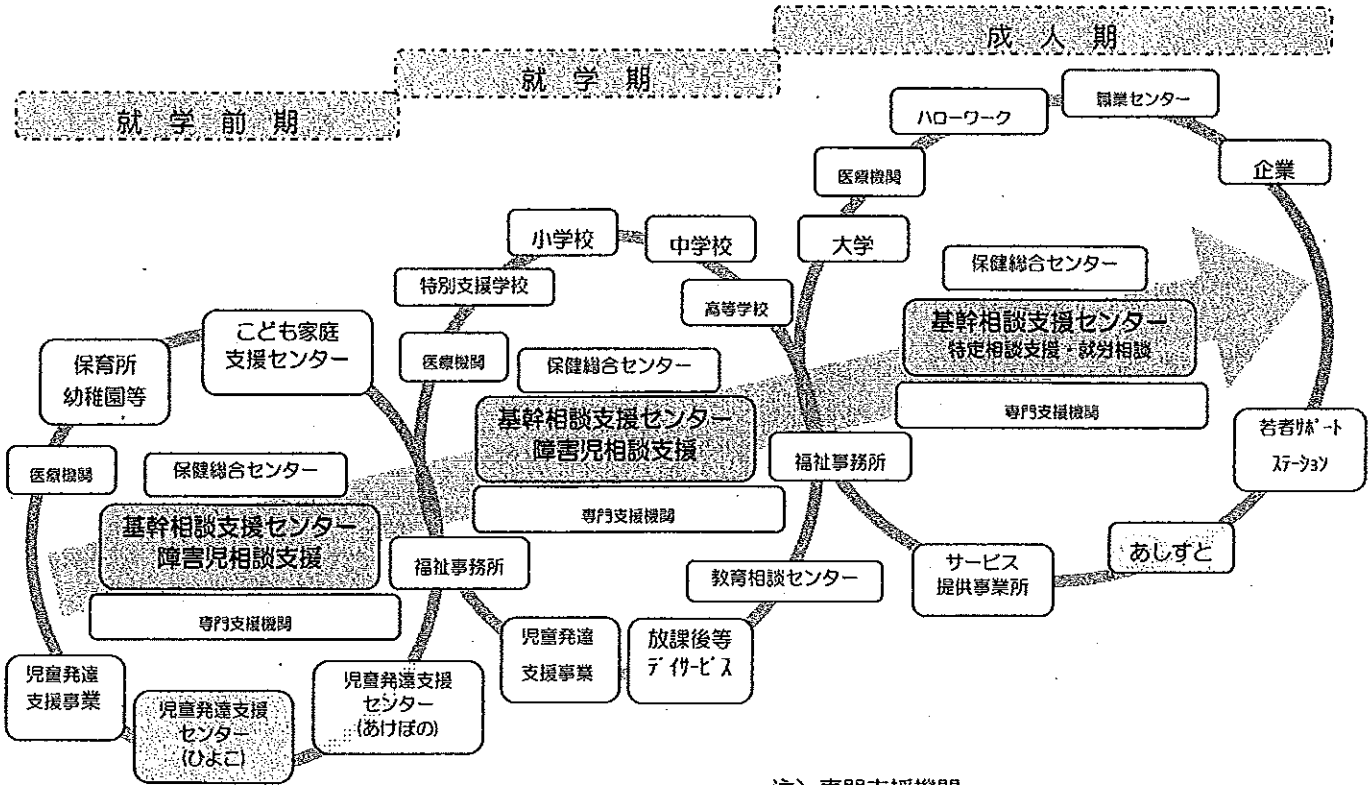
#### ■ 施策の方向 ■

発達障がい者（児）への総合的な支援を就学前期・就学期・成人期のライフサイクルに沿って継続的に進めます。特に成人期の発達障がい者への支援は、これまで取り組みが少なかった分野であるため、積極的に体制の構築に努めていきます。

発達障がい者への支援は他の障がい者の支援に準ずる形で実施されてきましたが、平成22年の障害者自立支援法の一部改正で支援の対象であることが明記されました。しかし、その固有の課題への取り組みは十分ではありません。発達障がいの専門支援機関と連携し、総合的な発達障がい者相談支援体制の確立をめざし、重点的に取り組みます。

※発達障がい者に関する事業は、横断的な取り組みが必要なため、本施策内の他課題や他の施策にもまたがっています。施策5「障がい児療育・支援体制の整備」施策6「就労支援の充実と雇用促進」にも発達障がいに関する事業を掲載しています。

発達障がい者（児）支援体系図



注) 専門支援機関

発達障がい者（児）に対し、新たに必要となる支援を行う機関

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容及び目標
2-2-1	発達障がい者支援体制の充実 (障がい福祉センター・福祉事務所)	乳幼児から成人まで切れ目のないライフサイクルに沿った相談機能を検討し、専門支援機関と連携しながら相談支援、就労支援、発達支援、情報提供等を一貫して行う相談支援体制を構築する。
2-2-2	成人期発達障がい者への対応 (障がい福祉センター)	区内関係機関との連携しながら、成人期発達障がい者への相談体制を確立していく。

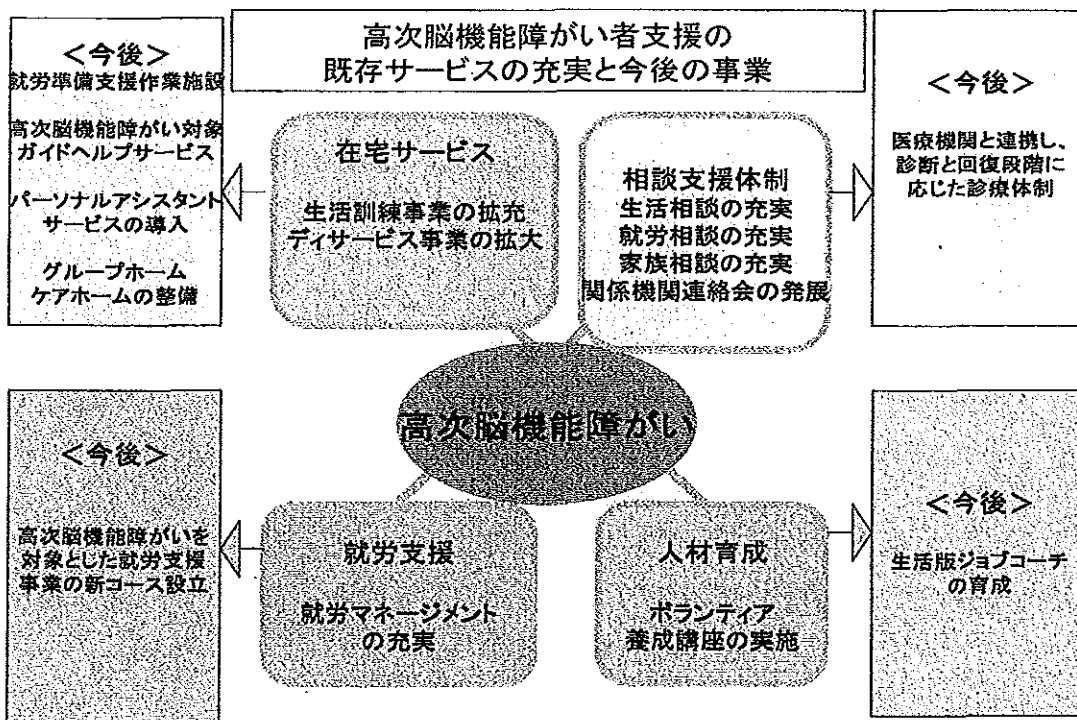
課題3 高次脳機能障がい者の支援体制の確立

重点課題

■施策の方向■

高次脳機能障がい者の支援体制は、発達障がい者への相談支援体制と同様、個別の取り組みが充分に行われていない分野でした。しかしながら足立区は他の自治体に先駆け、高次脳機能障がい者のための訓練コースの設置、家族会を母体とした地域活動支援センターの開設、保健・医療・福祉の連携による「高次脳機能障がい関係機関連絡会」の運営など、区全体でシステムづくりを進めてきました。今後は、若年から高齢までの幅広い年齢層それぞれのライフステージに合った支援を提供できるよう重点課題として取り組んでいきます。

※高次脳機能障がい者に関する事業は、横断的な取り組みが必要なため、本施策内の他課題や他施策にもまたがっています。施策6「就労支援の充実と雇用促進」、施策7「バリアフリー社会の実現の基盤整備」の課題2にも高次脳機能障がい者に関する事業を掲載しています。



◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容及び目標
2-3-1	高次脳機能障がい者 に対する専門相談の 場の充実 (障がい福祉課)	高次脳機能障がい者は回復段階に応じた継続支援が必要となることから、生活相談、就労準備相談、家族支援の充実を図る。

施策2 地域生活支援サービスの充実

課題4 在宅サービスの充実

■施策の方向■

障がい者が地域で自立した生活を送るため、障がい福祉計画に基づき、必要とする居宅系サービス等を整備していきます。また、区は、社会福祉法人、NPO等各種団体や民間事業所等と協働しながら、障がい者に対する支援を推進します。

(在宅サービスについては、サービスの量と質を確保するために、第3期障がい福祉計画に基づきサービスの基盤整備を行っていきます。)

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-4-1	居宅介護(ホームヘルパーの派遣) (福祉事務所・保健予防課)	介護が必要な世帯に、ホームヘルプサービス(自宅で入浴、排せつ、食事等の介護)を提供する。また、区内民間事業所と連携を密にし、サービスの質や量の充実をめざす。
2-4-2	重度訪問介護 (福祉事務所)	重度の身体障がいから常に介護を必要とする人に、自宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行い、生活を支える。
2-4-3	行動援護 (福祉事務所・保健予防課)	知的障がいや精神障がいから自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行い、行動範囲の拡大に努め、障がい者の生活の充実をめざす。
2-4-4	重度障害者等包括支援 (福祉事務所)	常に介護を受ける必要性が著しく高い人へ、居宅介護その他のサービスを包括的に提供する。
2-4-5	同行援護 (障がい福祉課・福祉事務所)	視覚障がい者の外出や移動を支援することで、社会参加を広げ暮らしの充実を図る。



2-4-6	短期入所（ショートステイ） （福祉事務所・保健予防課）	介護者の病気などにより自宅で介護を受けられない場合などに、短期間、施設において入浴、排せつ、食事の介護などを夜間も含めて行う。また、民間事業者への情報提供を行い、事業所の設置を推進していく。
2-4-7	日常生活用具給付 （福祉事務所・保健予防課）	日常生活の便宜を図るための用具を給付する。
2-4-8	補装具費の支給 （福祉事務所）	障がい者等の身体機能を補完・代替し、長時間にわたり継続して使用される補装具について、購入費用や修理費用を支給する。
2-4-9	住宅設備改善費の給付 （福祉事務所）	在宅の重度身体障がい者に対して、居住する家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図る。
2-4-10	緊急あずけあい （障がい福祉課）	保護者や家族の疾病等で一時的に障がい者の保護を必要とする場合に指定団体会員相互等で行われるあずけあいに対し、助成を行う。
2-4-11	難病患者等ホームヘルプサービス （福祉事務所）	介護が必要な難病患者の世帯に、ホームヘルプサービス（自宅で入浴、排せつ、食事等の介護）を提供する。
2-4-12	難病患者等日常生活用具給付 （福祉事務所）	難病患者等に、日常生活の便宜を図るための用具を給付する。
2-4-13	難病患者緊急一時入院 （保健予防課）	難病患者等の介護者が疾病等により介護ができない場合に、緊急一時入院事業を紹介する。
2-4-14	生活訓練（高次脳機能障がい者対象）の充実 （障がい福祉センター）	高次脳機能障がい者の生活能力改善、社会参加支援のために、専門訓練職員の充実や通所定員増を行い生活訓練通所事業を拡充していく。
2-4-15	公開療育 （障がい福祉センター）	在宅または施設を利用している重度の障がい者に対して、身体機能の維持や生活の改善を図ることを目的として専門講師による療育事業を行う。
2-4-16	移動支援従事者養成研修の実施 （障がい福祉センター）	東京都の研修事業（知的課程）の指定を受け、移動支援従事者養成研修を行うことで、知的障がい者の社会参加を促進する。
2-4-17	訪問入浴 （障がい福祉課・福祉事務所）	入浴が困難な住宅の重度身体障がい者に、訪問による入浴サービスを提供する。
2-4-18	障がい者訪問理美容 （障がい福祉課・福祉事務所）	店舗での理髪・美容が受けられない重度障がい者に、訪問による理美容サービスを提供する。
2-4-19	緊急通報システムの設置 （障がい福祉課・福祉事務所）	ひとり暮らしの重度障がい者などの緊急事態に対応するため、消防署等への通報システムを設置する。

2-4-20	身体障がい者補助犬 の給付 (障がい福祉課・福祉事務所)	視覚・聴覚・肢体不自由の障がい者の生活を支援するため、盲導犬・聴導犬・介助犬を給付する。
2-4-21	紙おむつ等の支給 (高齢サービス課)	重度の心身障がい等から排尿・排便が困難な高齢者や障がい者で、重度心身障害者手当(都)または特別障害者手当・障害児福祉手当(国)を受給している方に、紙おむつ等を支給する。
2-4-22	車いすの貸出 (社会福祉協議会)	一時的に車いすが必要な方へ、車いすの貸し出しを行う。
2-4-23	福祉機器等の展示 (障がい福祉センター)	障がいを補うための福祉機器や、日常生活を便利にする福祉用具の情報を収集するとともに機器をわかりやすく展示する。実際に試せる機会も提供し、必要に応じて専門スタッフや障がい当事者が説明を行う。
2-4-24	家庭訪問指導 (保健総合センター)	障がい者の家庭を直接訪問して、相談を受けることによって、早期の受診や治療の継続、社会参加をすすめるとともに、家族支援も図る。
2-4-25	障がい者トワイライト 事業 (障がい福祉課)	夕方から夜間、障がい者を対象に食事、入浴を伴う活動を行う団体や法人に対する支援を検討する。
2-4-26	裁判員制度家族支援 事業 (障がい福祉課・保健予防 課・福祉事務所)	障がい者等を介護する家族等が裁判員に選出され、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に対して、移動支援サービスや日中保護サービスを提供し、裁判員制度への参加を促進する。

## 施策2 地域生活支援サービスの充実

### 課題5 施設サービスの充実

重点課題

#### ■施策の方向■

障がい者が地域で充実した生活を送れるよう、様々な手法により通所施設等の基盤整備に重点的に取り組みます。特に、特別支援学校卒業生や重度障がい者等の受け入れを確実に進めるために、状況の推移に対応した着実な施設整備を行っていきます。

また、需要の増加が見込まれる短期入所施設や放課後等デイサービス施設については、民間事業所等に働きかけ供給基盤の整備に努めていきます。

(施設サービスについては、第3期障がい福祉計画に基づき、サービスの基盤整備を行っていきます。)

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容									
2-5-1	療養介護事業 (障がい福祉課)	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。									
2-5-2	生活介護事業 (障がい福祉課・保健予防課)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。									
2-5-3	自立訓練事業 (障がい福祉課・保健予防課)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。身体障がい者のための機能訓練と知的・精神障がい者のための生活訓練がある。									
2-5-4	就労移行支援事業 (障がい福祉課・保健予防課)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。									
2-5-5	就労継続支援事業 (障がい福祉課・保健予防課)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約によるA型と利用契約によるB型がある。									
2-5-6	地域活動支援センター事業 (障がい福祉課・精神障がい者自立支援センター)	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。									
2-5-7	通所施設・短期入所施設・放課後等デイサービスの設置促進 (障がい福祉課)	通所施設・短期入所施設・放課後等デイサービスについて、設立運営にあたる社会福祉法人やNPO法人等に、各種情報提供等の支援を行い、その設置を促進していく。									
2-5-8	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所の整備 (障がい福祉課)	通所利用障がい児やその家族を支援する地域における通所支援機能と相談支援や保育所等訪問支援の地域支援、医療機能等を提供する児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（放課後等デイサービスを含む）を整備する。  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">24年度目標</td> <td style="text-align: center;">29年度目標</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援センター</td> <td style="text-align: center;">3カ所</td> <td style="text-align: center;">3カ所</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援事業所</td> <td style="text-align: center;">5カ所</td> <td style="text-align: center;">12カ所</td> </tr> </table>		24年度目標	29年度目標	児童発達支援センター	3カ所	3カ所	児童発達支援事業所	5カ所	12カ所
	24年度目標	29年度目標									
児童発達支援センター	3カ所	3カ所									
児童発達支援事業所	5カ所	12カ所									
2-5-9	小規模作業所 (障がい福祉課)	施設運営の安定化をはかるため、東京都包括補助事業での心身障害者通所授産事業から障害者自立支援法に基づく施設に移行する。(4カ所)									
2-5-10	福祉サービス第三者評価制度の推進 (障がい福祉課・保健予防課)	福祉サービスの第三者評価制度に積極的に取り組み、障がい者のサービス利用を支援するとともに、サービスの質の向上を図る。									

2-5-11	施設等職員の共同研修の実施 (障がい福祉センター・保健予防課)	通所施設職員等の処遇水準・技術の向上のため、職員研修を実施する。
2-5-12	通所事業における医療的ケアの体制整備 (障がい福祉課)	日常生活を送る上で医療的ケアが必要な障がい者に対して、通所施設で医療的ケアを受け入れるための支援体制を整備する。
2-5-13	脳血管障がい、高次脳機能障がい者の作業所の整備 (障がい福祉課・障がい福祉センター)	既存のサービスでは対応しきれない若年から中高年の脳血管障がい者や高次脳機能障がい者などの中途障がい者を対象にした就労準備支援を行う作業施設の整備を検討する。
2-5-14	足立障がい者相互支援ネットワーク会「Aふらんき」 (障がい福祉センター)	区内障がい者施設の連合体で、ネットワークの利点を活かし、施設それぞれの得意な作業や自主製品の受注販売等を行っている。会利用者の、工賃アップや、共同製品受注・受注先開拓などへの支援を行う。 * 自立支援協議会の部会に位置づける。
2-5-15	障がい福祉施設連絡会 (障がい福祉センター)	区内の障がい福祉施設が、利用者への支援および福祉サービスの質の向上、職員の資質向上をめざし、研修・情報交換等を実施し、施設間相互の有機的ネットワークを構築する。 * 自立支援協議会の部会に位置づける。
2-5-16	既存施設利用型重心通所施設の設置 (障がい福祉課)	既存の生活介護施設を活用し、中度レベルの医療的ケアを伴う支援を実施するため、既存施設利用型重心通所の実施を検討する。

課題6 移動手段の確保

重点課題

■ 施策の方向 ■

障がい者が地域で充実した生活をし、社会参加をさらに推進していくためには、移動手段の確保は不可欠です。日中活動の利用、主体的な外出や移動を支援し社会活動が広がるよう、障がい福祉計画に基づきサービス提供基盤の整備に重点的に取り組みます。

なお、地域生活支援事業の1つであった移動支援事業のうち、視覚障がい者を対象とした部分については、平成23年10月から障害自立支援法内の「同行援護」へ移行しました。

◆ 個別事業 ◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-6-1	移動支援事業・同行援護(ガイドヘルパーの派遣) (障がい福祉課・福祉事務所)	屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出ができるよう支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促す。
2-6-2	障がい者福祉通所バス運行事業 (障がい福祉課・障がい福祉センター)	公共交通機関利用が困難な障がい者が、施設で活動できるよう通所バスを運行し、施設への移動手段を確保する。
2-6-3	福祉有償運送の推進 (障がい福祉課)	NPO法人や社会福祉法人などが、高齢者や障がい者など一人で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスを推進し、移動支援と社会参加の促進を図る。
2-6-4	外出支援事業 (障がい福祉課・福祉事務所)	福祉タクシー券給付、自動車燃料費の助成、三輪自転車等購入費の助成、自動車運転免許取得費用の助成を行い、障がい者の社会参加の拡大を図る。
2-6-5	自動車改造費等助成事業 (障がい福祉課・福祉事務所)	身体障がい者が就労等に伴い、自動車を取得し改造を行う場合、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を助成し、就労等を支援し、自立活動及び社会参加の促進を図る。

課題7 コミュニケーション手段の確保と情報提供体制の整備

■施策の方向■

視覚障がい者や聴覚障がい者等が、コミュニケーション手段を確保し、必要な情報を入手できるよう、手話通訳者等の派遣や、点訳・朗読等のサービス提供などの事業を促進します。また、視覚障がい者等に、情報通信支援用具を日常生活用具として給付し、情報バリアフリーを推進していきます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-7-1	コミュニケーション支援事業(手話通訳等の派遣) (障がい福祉課・社会福祉協議会)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等にコミュニケーションを図るため手話通訳者や要約筆記者の派遣等の支援を行う。
2-7-2	福祉電話設置事業 (障がい福祉課・福祉事務所)	ひとり暮らしの重度心身障がい者等の安否の確認、相談連絡、孤独感の解消と、社会参加を図るために、電話を貸与するとともに電話料金の一部を助成する。
2-7-3	多様な手法での情報提供 (障がい福祉課・保健予防課)	障がい施策や各種福祉サービスなど、障がい者が必要とする情報を、障がい特性に配慮した手法でわかりやすい情報提供を行うとともに、各施設のホームページ開設等も支援する。
2-7-4	SPコードの添付 (障がい福祉課)	視覚障がい者用音声読み上げ装置に対応したSPコードを、利用者の要望を聞きながら通知・文書等に添付し、視覚障がい者への情報提供の一助とする。
2-7-5	情報通信支援用具 (障がい福祉課・福祉事務所)	視覚障がい者等の情報バリアフリーを支援するため、OA周辺機器を情報通信支援用具として給付する。

課題8 地域における権利擁護システムの整備

■ 施策の方向 ■

障がい者の自己決定を最大限に尊重し、権利擁護に関する諸制度や社会資源が必要とする障がい者の方々に活用されるよう、地域社会における権利擁護活動を推進していきます。また、消費者としての障がい者の法的権利の遂行を支援します。

◆ 個別事業 ◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-8-1	障がい者権利擁護システムの構築 (障がい福祉課・障がい福祉センター・福祉事務所・保健予防課)	障がい者の権利侵害や虐待に関する相談、障がい福祉サービスに関する苦情、成年後見や権利擁護に関する様々な制度が活用できるシステムを構築する。
2-8-2	福祉サービス苦情等解決委員会に関する事業 (高齢サービス課・権利擁護センターあだち)	区民が利用する福祉サービスに対する苦情等を公正かつ中立な立場で迅速に処理する機関を設置し、サービスと顧客満足度の向上を図る。
2-8-3	成年後見制度の利用支援 (障がい福祉課・障がい福祉センター・福祉事務所・保健予防課・保健総合センター・権利擁護センターあだち)	障がい者に関わる成年後見制度の啓発や、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図る。また、障がい者の成年後見制度に関する専門相談窓口の体制整備を行う。さらに、障がい者に対応できる社会貢献型後見人の育成も行っていく。
2-8-4	地域福祉権利擁護事業 (権利擁護センターあだち)	地域生活の中での福祉サービスの利用やそれに伴う日常的な金銭管理に関する援助を必要とする者と契約し生活支援を行う。
2-8-5	障がい者虐待防止事業 (障がい福祉課・保健予防課・福祉事務所・保健総合センター)	障がい者虐待防止法に基づく、障がい者虐待防止センター機能の構築と、地域のネットワークづくりを行う。
2-8-6	消費者教室(講師派遣出前講座)の開催 (産業政策課消費者センター)	障がい者施設とや障がい者団体等と連携して消費者教室(講師派遣出前講座)を実施し、障がい者の消費者としての利益の擁護を図る。

2-8-7	地域包括支援センター・介護事業所・障がい者施設への情報提供 (産業政策課消費者センター)	地域包括支援センター連絡会・介護サービス事業者連絡協議会との連携による情報提供と、消費者被害未然防止のための「見守り通信」を発行し、各事業所と連携して見守りの強化を図っていく。
-------	---	--

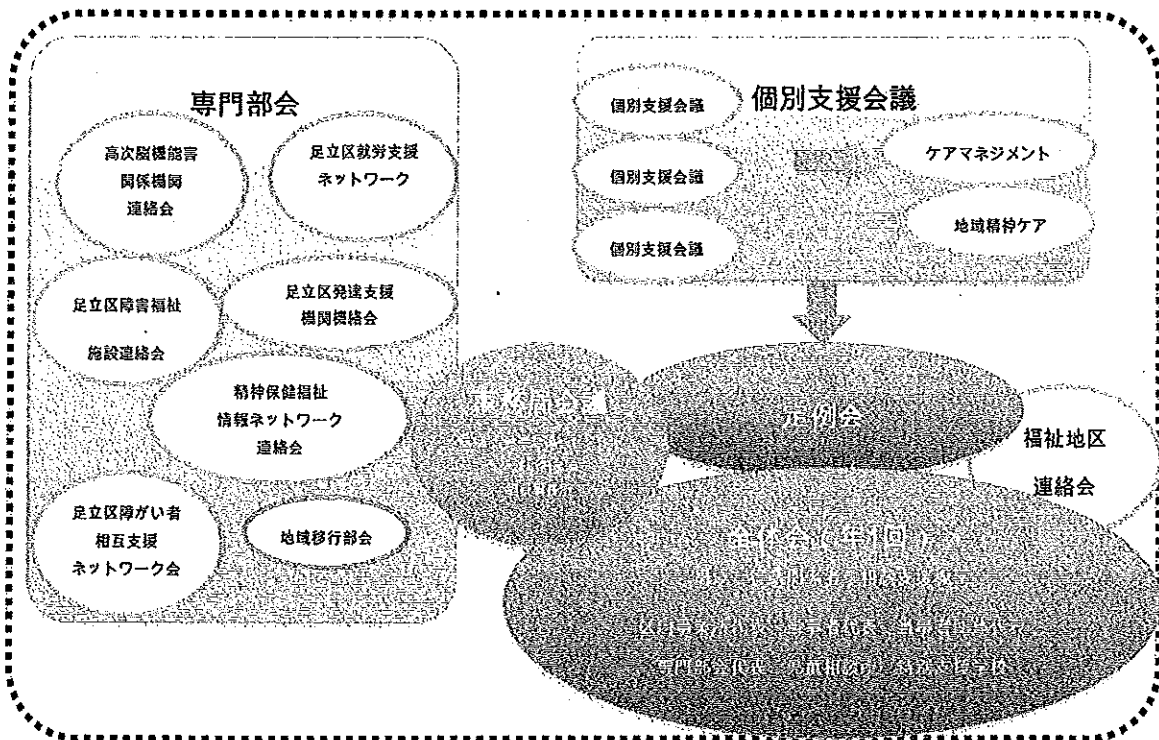
施策2 地域生活支援サービスの充実

課題9 地域自立支援協議会の推進

■ 施策の方向 ■

足立区では、かねてより区内の障がい者や関係機関、その他の関係者による相談支援ネットワーク会議を設置してきました。これを平成21年度発展的に再編し、現在に至っています。今後は、部会や地区会議の活性化を図り、足立区での障がいに関係する諸課題を発見し、協議し、政策へ反映させていきます。

地域自立支援協議会のイメージ





◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-9-1	<p>地域自立支援協議会の推進</p> <p>(障がい福祉センター、保健予防課、障がい福祉課、福祉事務所)</p>	<p>区内の関係機関・団体、事業者、医療・雇用・教育の関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制を協議する場を整備します。</p> <p>分野別の部会や福祉地区連絡会をさらに充実させ、個別の事例から地域課題共通の課題までを共有し、障がい福祉施策へ活かしていきます。</p>

## 保健・医療サービスの充実

障がい者の自立と社会参加を考えると、障がい者の健康づくりは欠かせません。そこで、健康についての正しい知識の普及をはかるなど障がい者の健康づくりを進めます。

障害者基本法の改正内容にも「障がい者の状態及び生活実態に応じ、医療・介護・保健・生活支援その他の自立のための適切な支援をうけられるよう必要な施策を講じなければならない」という内容が加えられました。

障がい者の医療体制を整備・充実し、疾病の早期発見・早期治療に努めるなど保健施策を充実し、障がい者の健康について総合的な増進を図ります。

特に精神障がい者は障がい固定していないという障がい特性から、保健・医療面の支援がより重要になります。

### 施策3 保健・医療サービスの充実

#### 課題1 保健サービスの充実

##### ■施策の方向■

障がいを持って健康で暮らせるように、障がい者への健康づくりをすすめていきます。健康についての正しい知識の普及を図ります。障がいのある方やその家族からの各種相談に応じ、助言・指導および関係機関への連絡・紹介等を行うことにより、障がい者が地域において安心して生活できるよう支援します。

##### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
3-1-1	健康関連情報提供の充実 (障がい福祉課・保健予防課)	健康についての正しい知識の普及を行う。障がいや疾病に伴う健康へのリスクを理解できるようにして、自立と社会参加をすすめる。
3-1-2	福祉施設への健康教育の実施 (保健総合センター・障がい福祉センター)	区内の通所訓練施設などの福祉施設において、本人向けおよび職員、家族向けに専門職が健康教育を実施し、生活習慣病や感染症等の予防に努める。
3-1-3	保健福祉相談・関係機関連絡 (障がい福祉課・保健予防課・保健総合センター)	当事者・家族・地域の人が安心して暮らせるように、予防・受診から社会復帰まで総合的に援助・相談を行う。

3-1-4	精神障がい者デイケア (保健総合センター)	思春期の問題や精神障がいを抱える人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生活訓練の場としてデイケア事業を実施している。
3-1-5	ねたきり予防事業 (保健総合センター)	高齢者や在宅の障がい者が定期的に身近な施設に集まり、仲間と楽しく転倒予防体操や交流学習等を行うことで寝たきりや認知症を予防する。
3-1-6	アルコール関連相談 (保健総合センター)	アルコール依存症の当事者や家族の回復を促進するため、相談を実施する。

### 施策3 保健・医療サービスの充実

#### 課題2 医療サービスの充実

##### ■施策の方向■

障がい者の疾病の早期発見・早期治療につとめます。医療体制を整備・充実し障がい者の健康について総合的な増進を図ります。また、地域の医療・福祉機関と連携を図り保健指導を充実します。

##### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
3-2-1	かかりつけ医 (衛生管理課・保健予防課)	地域医療を推進するとともに、健康相談や早期治療ができるように相談・情報提供を行う。
3-2-2	障がい者(児) 歯科 診療体制の整備 (健康づくり課)	一般の診療所で受診することが困難な障がい児に対して、身近なところで歯科診療を実施し、口腔状態の改善を図る。
3-2-3	自立支援医療(精神 科通院) (保健予防課)	精神障がい者の通院医療費を助成し、医療費の軽減を図ることで、長期にわたる治療の継続を支援し、疾病の悪化を防ぐ。
3-2-4	精神保健相談・うつ相 談・思春期相談の充実 (保健総合センター)	こころの健康問題や不登校・ひきこもりなど思春期関連の相談について専門医による相談的助言や指導を行う。
3-2-5	地域精神ケア会議 (保健総合センター)	地域における複雑困難事例等について、関係機関が連携して課題解決を図ることを目的に精神科専門医師のもとに検討会を実施する。

課題3 保健・医療サービスを支えるネットワークづくり

■施策の方向■

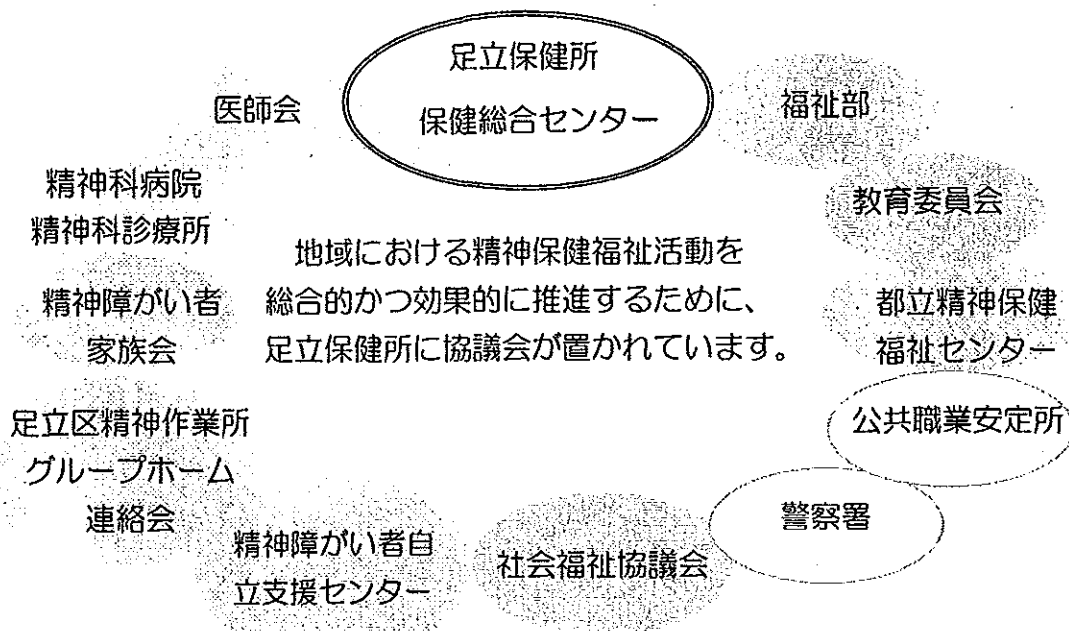
入院医療中心から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策を推進するため、関係者間の交流を図り、ネットワークを構築します。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
3-3-1	精神障がい者社会復帰施設への支援 (保健予防課・保健総合センター)	民間の精神障がい者通所訓練施設・グループホーム等の運営主体に対し、専門的立場から運営支援を行う。
3-3-2	精神障がい者家族会の支援 (保健予防課・保健総合センター)	障がい者の家族に対して障がい特性や社会復帰についての学習の機会を設け、家族全体の健康づくりをすすめる。
3-3-3	足立区地域精神保健福祉連絡協議会 (保健予防課)	地域精神福祉活動を効果的に推進するため、関連機関の連携・調査・提言等により、地域精神保健福祉活動の計画の策定について協議する。
3-3-4	精神保健福祉情報ネットワーク連絡会 (保健予防課・保健総合センター)	関係機関が精神保健福祉について情報交換を行い、ネットワークにより協力して活動し、障がい者の多様なニーズに身近な地域で対応できるようにする。
3-3-5	アルコールネットワーク連絡会 (保健予防課・保健総合センター)	アルコール関連問題事例を関係機関と協働し解決するとともに、職員の技能向上および関係機関との連携強化を図ることを目的にネットワーク連絡会を実施している。また、アルコール依存症にとどまらず、広く薬物等の依存問題に対する啓発・相談活動を検討する。
3-3-6	通所施設を支える医療ネットワークへの支援 (障がい福祉課・保健予防課)	通所施設利用者の重度障がい者が増えており、通所施設においても医療面での支援が重要になっている。施設内での医療的なケアを支えていくため、通所施設と医療機関とのネットワーク構築を図っていく。

## 足立区地域精神保健福祉連絡協議会のイメージ

精神障がい者を支えるために、様々な機関とのネットワークづくりを推進しています。



## 地域居住の場の確保

障がい者が地域で生活をしていくためには、障がい者の生活様式に配慮された住宅を整備することが必要です。重度の障がい者でも、少人数で家庭的な雰囲気の中で、必要な援助を受けながら安心して地域で生活できるよう、グループホームなどの多様なケア付き住宅等の整備に取り組みます。

### 施策4 地域居住の場の確保

#### 課題1 グループホーム等の整備

#### 重点課題

##### ■ 施策の方向 ■

国の方針に基づき、足立区においても入所施設からの地域移行を積極的に進めています。この地域移行を進めるには、通所施設における有効な訓練と合わせて障がい者の住まいの場としてのグループホーム等の整備が不可欠です。

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、地域居住の場としてのグループホーム・ケアホームの整備については、設立主体となる社会福祉法人やNPO等に積極的に情報提供を行い支援します。今後需要が多くなると予想されるグループホーム等の整備について重点的に取り組みます。

##### ◆ 個別事業 ◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
4-1-1	身体障がい者福祉ホームの運営 (障がい福祉課)	身体障がい者の地域生活を支えるための身体障がい者福祉ホームを、大谷田障がい福祉施設内で運営する。
4-1-2	知的・身体・精神障がい者グループホーム・ケアホームの設置促進 (障がい福祉課)	区内社会福祉法人等によるグループホームやケアホームの設置について、各種情報提供等の支援を行う。

課題2 公共住宅の整備と地域居住支援

■施策の方向■

公共住宅の供給主体に対して、住宅のバリアフリー化や優先入居等を要請するなど、障がい者が利用しやすく、地域生活を営みやすい住居の確保に取り組んでいきます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
4-2-1	バリアフリー仕様の都営住宅の建設促進(都) (住宅・都市計画課、障がい福祉課)	都営住宅等の建て替え時に、車いす利用者などの身体障がい者が利用しやすい住宅建設の促進を、東京都へ働きかける。
4-2-2	既存公共住宅の整備の改善促進 (障がい福祉課)	高齢者や障がい者のために、スロープや手すりの整備(バリアフリー化)やエレベーターの設置など改善を促進する。
4-2-3	入居への優遇制度の充実(都、公社、UR) (住宅・都市計画課、障がい福祉課)	募集に際して、障がいの程度や住宅困窮度に応じた優遇制度を充実するよう、都、公社、URに要請する。
4-2-4	生活しやすい区営住宅の供給促進 (住宅・都市計画課)	区営住宅の建て替えや改修の際に、エレベーター設置を検討するなど、障がい者に配慮した生活しやすい区営住宅の整備を促進する。
4-2-5	住宅改修の支援 (福祉事務所)	身体障がい者の在宅生活が可能となるよう、必要な住宅設備改修費を助成する。
4-2-6	障がい者への住宅紹介事業の検討 (障がい福祉課・障がい福祉センター)	地域への居住を希望する障がい者へ、適切な住宅に係る情報提供を行う体制について検討する。

## 障がい児療育・支援体制の整備

障がい者が年齢に関わらず、地域における自立した生活を実現するためには、乳幼児期から、学齢期・青年期に至る成長過程で、地域や社会で生きる力を獲得していくための援助を、適切かつ継続的に行うことが大切です。そのため、できるだけ早い時期から、一人ひとりの障がい児とその保護者に対する相談と支援の場を整備します。また、発達障がい等の障がい児の支援を強化していきます。

障がい児の社会的自立を促進するため、同世代の子どもたちとの交流の機会を保障するとともに、教育・保健・福祉のみならず、保護者の就業保障の観点も含み、各分野の連携を密にしながら、障がい児とその家族を支援する体制の整備に努めます。

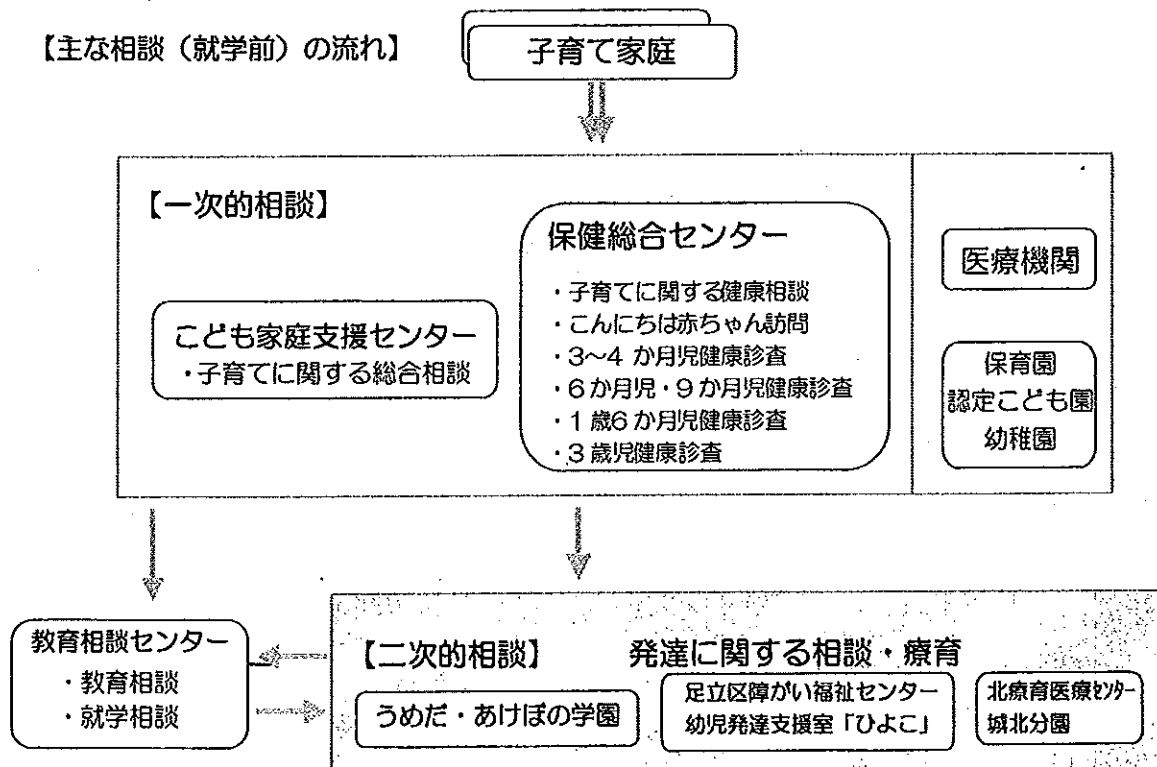
### 施策5 障がい児療育・支援体制の整備

#### 課題1 早期発見・相談体制の充実

##### ■施策の方向■

様々な健康診査や気づきのしくみ等を通じて、障がい（発達障がいを含む）や発達に遅れのある子どもを早期に発見し、乳幼児期の健やかな成長を促す体制を整備します。また、すべての子育て家庭が、安心して、楽しく子育てができるよう、気軽に相談できる子育て相談から、言語・心理等発達に関する専門相談まで、子育て支援に係る相談体制を充実します。

##### 【主な相談（就学前）の流れ】





◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
5-1-1	乳幼児健康診査 (保健総合センター)	乳幼児健康診査(3~4か月児、6か月児・9か月児、1歳6か月児、3歳児)を充実し発達の相談や障がいの早期発見と早期療育を図る。
5-1-2	母子健康教育・健康診査の充実 (保健総合センター)	思春期や母親学級での健康教育や、妊産婦健診等母体の健康管理により障がいの予防に取り組む。
5-1-3	先天性代謝異常検査 (保健予防課)	疾病の早期発見を行い、早期に適切な対応を行う。
5-1-4	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (保健総合センター)	保健師、助産師が乳児及びその保護者への訪問を行い、発育・発達の相談に応じ、母子の健康保持・向上をすすめる。
5-1-5	乳幼児経過観察健康診査 (保健総合センター)	健康診査及び訪問・相談などから、経過観察が必要とされた乳幼児に、定期的な健診や専門相談(医師、心理相談員等)を行い、成長・発達の支援と異常の早期発見をすすめる。
5-1-6	早期発見(気づき)のしくみ (障がい福祉センター・保育課・子ども家庭課)	4歳児を対象に気づきのチェック表(保育の場面用・保護者用)を記入する。チェック表をもとに、専門家チームが保育現場にて行動観察を行う。結果を委員会で審議し、保護者に気づきを促し、就学を見据えた早期支援につなげる。
5-1-7	発達支援グループ (保健総合センター)	乳幼児経過観察健康診査後の要観察児を対象にグループ支援を行う。
5-1-8	子育て相談 (こども家庭支援センター)	こども家庭支援センター等で行う区民が気軽に利用できる子育てに関する相談を実施する。また、保育園・保健総合センター、障がい福祉センター、児童相談所等と連携し、総合相談を充実していく。
5-1-9	障がい児療育・発達に関する相談 (障がい福祉センター・障がい福祉課)	乳幼児期から18歳までの発達段階に応じた療育相談及び、発達に関する相談を行う。障がい児(発達障がいを含む)や発達に遅れのある子どもとその家族に対して、心理・言語等の発達支援と家族支援を強化する。同様の事業を行う北療育医療センター城北分園(都立)、うめだ・あけぼの学園(民間)との連携も図る。
5-1-10	発達相談等子育て相談 (保育課・子ども家庭課)	育児に関する不安を解消するため、保育所の専門機能を活用し、子育て相談を実施する。

5-1-11	個別支援体制の充実 (保育課・子ども家庭課)	保護者の協力のもと子どもの姿を客観的に捉えて細やかな保育を実施する。また、子どもの状態に応じて関係機関と連携してスムーズな支援に繋げる。
5-1-12	教育相談・支援 (教育相談センター)	障がい児の状況や発達段階に応じた教育相談や進路相談などの相談体制を整備する。

## 施策5 早期療育・保育機能の充実

### 課題2 早期療育・保育機能の充実

#### ■ 施策の方向 ■

身近なところで、適切な支援を受けられる体制を整備します。発達支援コーディネーターの育成や、系統だった研修を行うことで、保育園等における障がい児の受入を促進し、支援内容の充実を図ります。また、保育園や幼稚園等へ専門職を派遣することで、子どもの指導方法のレベルアップやスムーズなクラス運営を促します。さらに保育園や子育て不安を解消するため、療育機関や保育園等の専門性ある機能を活用し、子育て支援をさらに展開します。

#### ◆ 個別事業 ◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
5-2-1	専門職派遣 (障がい福祉センター)	保育園(認可外含む)、幼稚園、認定こども園、保健総合センター等の区内の機関に対して専門職を派遣し、障がい児(発達障がいを含む)にかかわる職員の支援技術の向上を図る。
5-2-2	就学前早期療育 (障がい福祉センター)	障がい児(発達障がいを含む)や発育に遅れのある子どもとその家族に対して療育相談を行い、必要に応じて児童発達支援センター事業・児童発達支援事業・外来個別指導事業を提供する。 専門的な療育支援施設である北療育医療センター城北分園(都立)、うめだ・あけぼの学園(民間)や児童発達支援事業所においても実施しており各事業所と連携し支援を強化する。
5-2-3	保育園・認定こども園 (保育課・子ども家庭課)	多様な保育需要に対応するため、乳児、障がい児、延長保育などの実施と幼児教育の充実を図る。私立保育園には人件費を補助する。

5-2-4	発達支援コーディネーターの設置 (保育課・子ども家庭課)	障がい福祉センターと連携して研修を実施し、発達の課題を抱える子どもたち一人ひとりの保育的ニーズに応じた支援を保育園内外の関係機関、関係者間の協力、ネットワークによって実現するために発達支援コーディネーターを育成し、各保育園に設置する。
5-2-5	保育所等訪問支援 (障がい福祉センター)	保育所等を現在利用中の障がい児（発達障がい児を含む）、または今後利用する予定の障がい児（発達障がい児を含む）が、保育園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に保育園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を行い、保育所等の安定した利用を促進する。
5-2-6	専門研修・出張学習会 (障がい福祉センター)	地域の支援の場である区内幼稚園、保育園（認可外含む）、小学校等の職員を対象に専門研修を実施する。また、園や学校を単位とした出張学習会を行う。
5-2-7	認可保育園・認定こども園巡回支援 (保育課・子ども家庭課・障がい福祉センター)	定期的に専門職（主に心理士）が認可保育園等を巡回し、障がい児（発達障がいを含む）・気になる子に対する助言及び指導を行い統合保育の一助を担う。また、支援児認定のための巡回指導及び発達検査を実施する。
5-2-8	私立幼稚園巡回相談 (教育相談センター・障がい福祉センター)	発達障がいを含む特別な支援の必要な幼児が在籍する私立幼稚園に専門職（心理士）を派遣し、幼児の行動観察を通して、幼児の状況を丁寧に把握しながら、指導方法及びクラス運営方法についての助言を行う。

## 施策5 早期療育・保育機能の充実

### 課題3 学齢期の教育と生活の充実

#### ■施策の方向■

特別支援教育の考え方にに基づき、障がいのある子どもたちが、地域社会で自立して生活していくことを目標に、就学前から中学校卒業後までの一貫した教育体制の構築をめざします。

また、放課後や夏休みなどの、学校外での生活を支援するための施策を充実します。障がい児を対象とした放課後等デイサービスの充実が必要となってきています。

◆個別事業◆

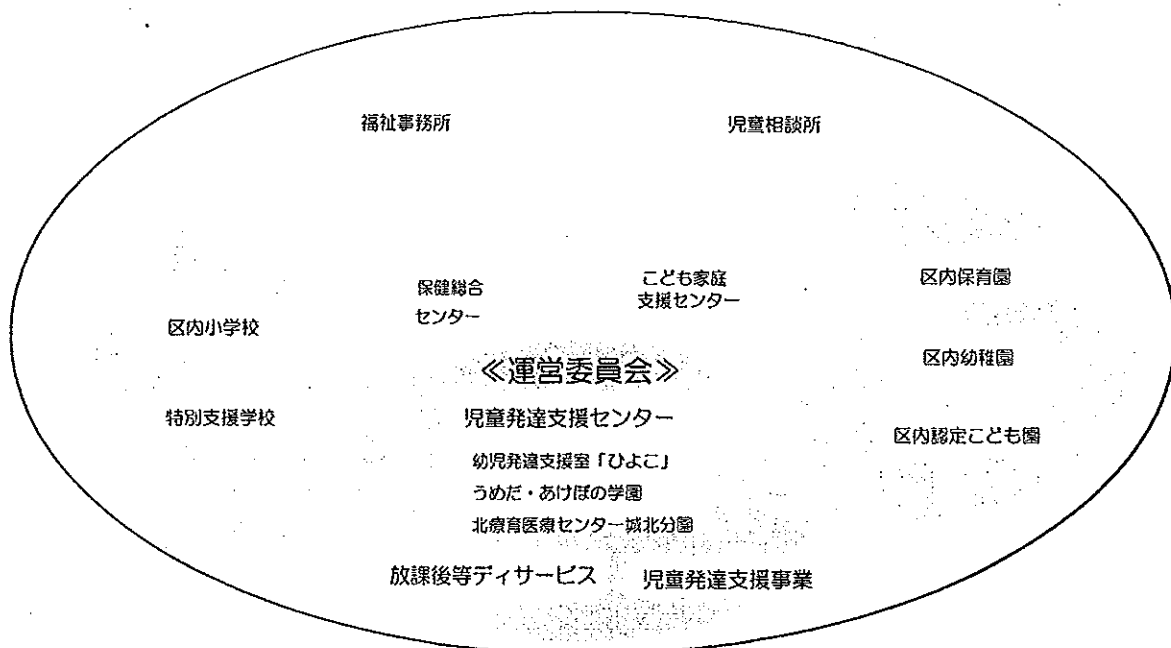
事業番号	事業名(所管課)	事業内容
5-3-1	放課後等デイサービス (障がい福祉課・福祉事務所)	学校通学中の障がい児（発達障がいを含む）に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児（発達障がい児を含む）の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。 24年度目標 4カ所 29年度目標 8カ所
5-3-2	小中学校における教育体制の整備 (教育相談センター)	特別支援教育を推進するため、各小中学校に校内委員会の設置および特別支援教育コーディネーターの指名をすすめる。
5-3-3	都立特別支援学校との連携 (教育相談センター)	エリア・センター校となる南花畑特別支援学校等の特別支援学校と、小中学校とのパートナーシップにより、特別支援教育を推進する体制を構築する。
5-3-4	教職員研修体制の整備 (教育指導室)	これまで心身障がい教育とかかわりの薄かった教職員も含めて、計画的・体系的に研修体制を整備し、障がい児教育への理解啓発や資質の向上を図る。
5-3-5	特別支援教育コーディネーターの資質向上 (教育相談センター)	教育委員会が実施する研修会や、国や都の養成研修へ積極的に参加し、養成およびその資質の向上を図る。
5-3-6	学童保育の充実 (住区推進課)	集団保育可能な子で、父母の就労・病気・看護等により、放課後保育にかける障がい児等の受け入れを行う。
5-3-7	障がい児の日中活動の充実 (障がい福祉課)	障がい児の放課後や土日・夏休み等、学校外で活動する時間について、タイムケア等事業を支援する。NPO法人や任意団体・保護者グループ等を支援し、充実させる。
5-3-8	児童発達支援事業 (児童発達支援センターを除く)の整備 (障がい福祉課・福祉事務所)	障がい児（発達障がいを含む）が地域で適切な支援を継続的に受けられる身近な療育の場である児童発達支援事業を整備する。

課題4 関係機関ネットワークの充実

■施策の方向■

障がい児や発達に遅れのある子どもとその家族が、地域で安心して生活していくために、地域に点在する社会資源の連携を強化することで、子育てへの不安解消や、問題の早期発見、ネットワークを活かした地域サポート体制を構築します。

【足立区発達支援機関連絡会ネットワークイメージ】



◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
5-4-1	足立区発達支援機関連絡会 (障がい福祉センター・こども家庭支援センター・福祉事務所)	児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等ディサービス事業所等と連絡会を開催し、地域における支援体制を確保する。また、児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障がい児（発達障がいを含む）を預かる施設の質を確保する。 ※自立支援協議会の子ども部会に位置づける。

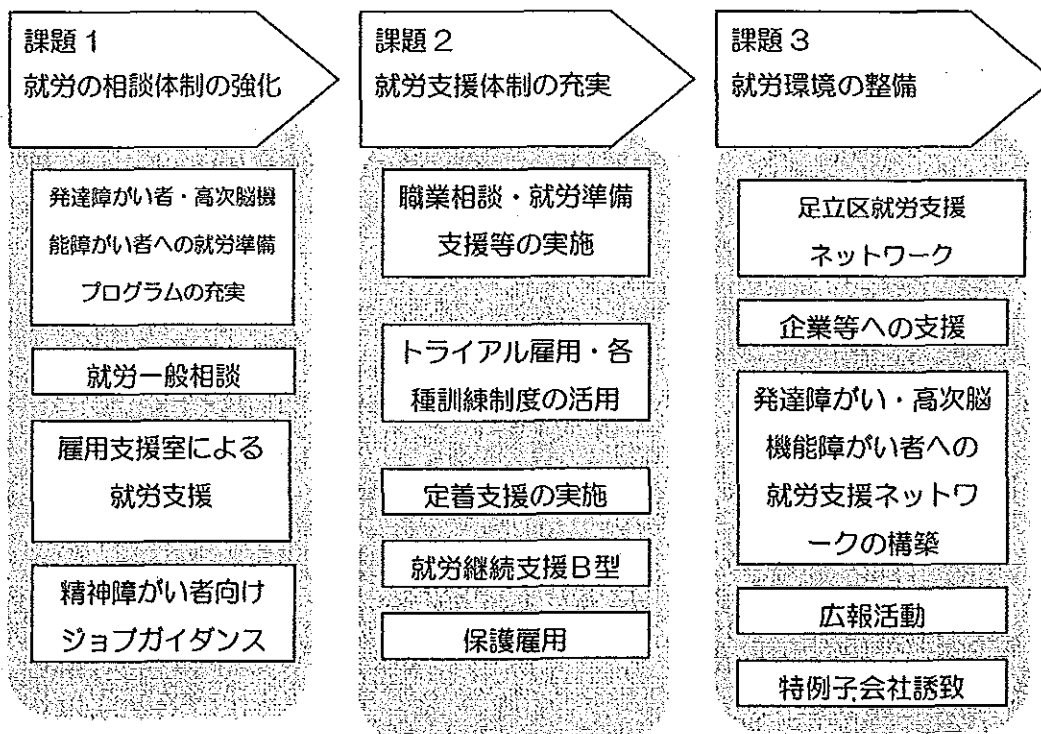
5-4-2	<b>特別支援教育連絡会</b> (教育相談センター)	LD等を含め障がいのある児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため教育、保健、医療、福祉、労働等の連携に基づく相談支援体制を整備する。
5-4-3	<b>子育て健康支援ネットワーク連絡会</b> (保健総合センター)	地域の子育て支援をすすめるために、関係機関・団体・子育てアドバイザー等とのネットワーク連絡会を開き、連携を深め、情報交換・学習会・シンポジウム等を実施する。

## 就労支援の充実と雇用促進

障がい者の就労意欲に応え、就労を通じて社会的役割を担いつつ、経済的な自立や社会的自立を促進していくため、就労相談、就労準備支援、訓練に加え、多様な就労の場の確保から職業定着支援まで、継続して行える就労支援体制を充実させることが重要です。

障がい福祉センターを中心とし、ハローワーク等と密接に連携した雇用支援のしくみが、効果的に機能するよう努めます。また、就労継続支援事業A型、B型の拡大などに積極的に取り組んでいきます。

図：就労支援の流れと課題



課題1 就労の相談体制の強化

■施策の方向■

障がい者の就労意欲に応え、働くことによる社会参加を促進していきます。そのためには、安心して働くことをめざせる支援が必要です。就労に向けての相談窓口を充実し、就労への課題を整理し、就労準備性を高めることが必要です。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
6-1-1	発達障がい者・高次脳機能障がい者への就労準備プログラムの充実 (障がい福祉センター)	雇用支援室において、就職準備活動コーナーを活用し、一人ひとりのニーズに合った就労準備活動を支援する。
6-1-2	就労一般相談 (福祉事務所・保健総合センター・障がい福祉センター)	知的障がい、身体障がいは福祉事務所、精神障がいは保健総合センターを中心に相談窓口とする。就労困難等の状況により、手帳取得や福祉サービスの利用を必要とする相談者（手帳未取得者、発達障がい・高次脳機能障がい）への支援は各機関で行う。就労準備や就労定着など就労に関する相談については、障がい福祉センターと連携をとり支援にあたる。
6-1-3	雇用支援室による就労相談支援 (障がい福祉センター)	就労の相談に特化した窓口として相談機能の充実を図る。就労に向けての目標を専門評価等により明らかにし、必要な支援を行う。
6-1-4	精神障がい者向けジョブガイダンス (精神障がい者自立支援センター)	就職活動に必要な技能習得、実践練習、経験交流事業を実施する。



課題2 就労支援体制の充実

■ 施策の方向 ■

福祉的就労の場である就労継続B型の充実に加え、就労に必要な知識の獲得の機会、能力の向上をめざした訓練や障がいがあっても安心して働ける福祉的就労の場を整備していきます。

◆ 個別事業 ◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
6-2-1	雇用支援室における職業相談・就労準備支援等の実施 (障がい福祉センター)	求職相談者に対し、就労全般の相談に応じる。相談者の適性等を見極め、就職活動に関する情報提供、面接準備、面接同行、実習支援等を行う。
6-2-2	トライアル雇用・各種訓練制度の活用 (障がい福祉センター・障がい福祉課)	障がい者の就労にあたって、障がい者の職場適応をはかり事業主の不安感を無くするため、ハローワークと連携しトライアル雇用、ステップアップ雇用、委託訓練等の制度を活用する。
6-2-3	雇用支援室における定着支援の実施 (障がい福祉センター)	就労後の定着支援を行う。面談、電話、夜間開室によるグループセミナー、企業訪問など、働く障がい者および雇用した企業双方の支援をし、安心して働き続けることのできる環境を整備していく。福祉事務所、保健総合センターと連携をとり、企業、医療機関、権利擁護など必要な機関とのネットワークを構築し、定着を図る
6-2-4	就労継続支援B型事業 (障がい福祉課・保健予防課)	一般の事業所に雇用されることが困難な人に対して、就労の機会として障害者自立支援法に基づく就労の機会の提供と能力向上のための訓練を行う。
6-2-5	保護雇用事業（Jステップ） (社会福祉協議会)	一般就労が直ちには困難な知的障がい者に対して、最低賃金を保障し働く機会とする。

課題3 就労環境の整備

重点課題

■施策の方向■

障がい者の就労支援は、就職することだけが目標ではなくその後も安心してやりがいを持って働き続けられることをめざしています。そのためには、事業所も障がい者理解を深め、安心して障がい者を雇用できるよう就労環境の整備に重点的に取り組めます。障がい者がやりがいを持って働き続けることが、さらなる雇用を生み出すことにつながります。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
6-3-1	足立区就労支援ネットワーク (保健予防課・障がい福祉センター)	就労移行、就労継続支援A型、B型等の区内就労支援機関のネットワークの機能を強化し、就労支援の方法や情報の共有を図り、障がい者の就労支援を強化していく。 ※自立支援協議会の部会に位置づける。
6-3-2	企業等への支援 (障がい福祉センター)	ハローワークと連携し、障がい者の新規雇用や職域拡大を進めようとする企業の個別の相談に応じ、障がいへの理解や障がい者にふさわしい仕事の設定への助言など多面的に支援する。
6-3-3	発達障がい者・高次脳機能障がい者への就労支援のネットワークの構築 (保健予防課・障がい福祉センター)	福祉事務所、保健相談センターと連携をとり、企業、ハローワーク、医療機関、教育機関など必要な機関とのネットワークを構築し、就労や就労定着を図る。
6-3-4	広報活動 (障がい福祉課)	あだち広報等を活用し、働く障がい者と雇用企業を紹介し、働く障がい者に対する区民の理解と協力を深める。
6-3-5	特例子会社誘致 (障がい福祉課・保健予防課)	区内に特例子会社の誘致をすすめ、障がい者雇用を企業に働きかけていく。

## バリアフリー社会実現への基盤整備

すべての人が安全、安心、快適に暮らし続けることができるよう、利用しやすい施設の整備と次代を担う人材の育成により、ユニバーサルデザインの考えに立ったバリアフリー化を推進していく必要があります。また、災害発生時に安全に避難でき、その後も適切な支援が受けられる体制整備も重要です。

### 施策7 バリアフリー社会実現への基盤整備

#### 課題1 福祉のまちづくりの推進

##### ■ 施策の方向 ■

ユニバーサルデザインの考えに立って、すべての人が安全で快適に暮らし続けることができるよう、道路、建築物、公共交通機関の整備等、福祉のまちづくりに積極的に取り組みます。また、多くの区民と福祉のまちづくりをすすめていくため、普及啓発活動の機会を増やしていきます。

※ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。

##### ◆ 個別事業 ◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-1-1	普及・啓発活動の充実 (障がい福祉課)	区民参加のまちづくりをめざし、広報紙・ポスターなどによりPRを充実し、ユニバーサルデザインを促進する。
7-1-2	福祉のまちあるき (障がい福祉課)	だれにでもやさしいまちづくりをすすめるために、障がい者団体等と協働してまちあるきを実施し、バリアフリー化を促進する。
7-1-3	思いやりのある施設づくりの促進 (住宅・都市計画課)	まちづくり推進条例に基づく「公共施設等整備基準」・「環境整備基準」により、高齢者・障がい者等に配慮した施設づくりを促進する。

7-1-4	歩行者系案内サインの整備 (障がい福祉課・住宅・都市計画課)	だれもが利用しやすい歩行者系案内サインとするため、サイン本体の表示形式、形状、地図情報の色彩や移動円滑化に関する情報に配慮しながら整備していく。
7-1-5	視覚障がい者誘導ブロック等、安全で快適な歩道環境の整備 (障がい福祉課・企画調整課)	鉄道駅から公共施設や福祉施設等までを結ぶルートについて、視覚障がい者誘導用ブロックを整備し、歩行空間のバリアフリー化を図る。
7-1-6	高齢者や障がい者にやさしい公園の整備 (公園整備課)	「あだち公園☆いきいきプラン」の基本方針「安全、つかいやすさをたかめる」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮しながら、高齢者や車いす利用者にとって利用しやすい出入口、トイレ等を整備する。
7-1-7	公共的民間建築物の整備促進 (障がい福祉課)	建築関係団体に対し、福祉のまちづくり条例の普及・啓発を図る。また、民間施設の設置者・管理者に対して、指導・助言を行う。
7-1-8	バス停留所改善整備の促進 (交通対策課)	障がい者等に配慮したバス停留所の施設改善・整備を事業者とともに促進する。
7-1-9	駅舎等の利用整備 (障がい福祉課)	高齢者や障がい者等の駅舎利用環境を整備するため、鉄道事業者や国・東京都等の関係機関と協力しながら、駅へのエレベーター設置等によるバリアフリー化を促進する。
7-1-10	高齢者等の外出支援 (交通対策課)	バス路線網を整備し、公共交通空白地域の解消を図ることにより、障がい者等の外出支援に努める。

## 施策7 バリアフリー社会実現への基盤整備

### 課題2 福祉人材の育成

#### ■施策の方向■

複雑・高度化する障がい福祉のニーズに的確に対応できる人材が必要になっていきます。実践的で高い専門性を備えた福祉人材を育成するため、幼年期から高齢期までのライフステージにおいて、福祉意識を高める学習の機会を充実させ、次代を担う人材の育成に努めます。

また、次代の保健福祉を担う専門職員を育成・確保するため、啓発・普及活動に取り組むとともに、施設職員等の専門性の向上と多様なサービス供給主体の確保のため、積極的に支援策を講じます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-2-1	障がい者対応ヘルパーへの教育 (保健予防課)	ヘルパー資格取得者に対し、障がい者の特性をより一層理解するためのレベルアップ講座を行う。
7-2-2	実習受け入れ施設の確保 (障がい福祉課)	福祉教育や体験ボランティアなどを行う際、実習を受け入れる民間の障がい者施設を確保する。
7-2-3	体系的な職員研修体制の整備 (障がい福祉課)	都や関係機関と相互に連携し、体系的な職員研修体制を整備する。
7-2-4	社会福祉法人等への支援 (障がい福祉課)	障がい者福祉施設などを設置・運営している社会福祉法人等が、専門性を高められるような人材育成支援を、多角的に実施する。
7-2-5	高次脳機能障がい者対応ヘルパーの育成 (障がい福祉センター)	高次脳機能障がい者の障がい特性に対応できるヘルパーを養成し『生活版ジョブコーチ』を推進していく。

施策7 バリアフリー社会実現への基盤整備

課題3 区民参加による地域福祉の推進

■施策の方向■

児童から高齢者まで、区民各層各世代に対して、社会福祉の理解と参加を促進することを目的に、ボランティア活動が継続的かつ自主的に展開されるように、活動の基盤となる人的・物理的諸条件の整備を社会福祉協議会や関係機関とともにすすめます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-3-1	ボランティア入門講座の実施・ボランティアの育成 (社会福祉協議会)	ボランティア入門講座を実施し、広くボランティアの心を育てる。また、ボランティア講座やボランティアまつり等を実施しボランティアの育成をすすめていく。
7-3-2	ボランティアまつりの実施 (社会福祉協議会)	ボランティア相互や障がい者等との交流を深め、体験学習の場とするため、ボランティアまつりを実施する。

7-3-3	児童・生徒のボランティア活動への支援 (社会福祉協議会)	小・中・高等学校の児童・生徒向けに、福祉についての理解や福祉サービスの体験学習を支援する。
7-3-4	ボランティア登録の推進 (社会福祉協議会)	人材の確保とボランティア活動を促進するため、活動情報の提供・コーディネイトの充実等、ボランティア登録者の拡大を図る。
7-3-5	ボランティアリーダーの養成と活用 (社会福祉協議会)	ボランティアリーダーを養成し、各種講座等に派遣するなど、積極的な活用を図る。
7-3-6	ボランティア連合会への支援 (社会福祉協議会)	ボランティア連合会活動の活性化を図るため、会の運営、機関紙発行等について支援する。
7-3-7	精神保健福祉ボランティアの育成・支援 (保健予防課・精神障がい者自立支援センター)	精神保健福祉ボランティア、傾聴ボランティア、ピアカウンセラー等の育成・支援を行い、精神障がい者の地域生活支援体制の充実を図る。

### 施策7 バリアフリー社会実現への基盤整備

#### 課題4 障がい者の防災体制の確立

##### ■ 施策の方向 ■

これまでも障がい者の非常時の対応については、足立区でも様々な取り組みを行ってきましたが、平成23年3月11日の大震災により、実践面での新たな課題が明らかになってきました。

障がい者への災害に関する情報の正確で迅速な伝達、また、避難所等での安定的な滞在のためのソフト、ハード両面での支援の拡充をめざします。

##### ◆ 個別事業 ◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-4-1	災害時の援助体制の整備 (災害対策課)	災害時に特に支援が必要となる障がい者に対して、災害時要援護者支援防災行動マニュアルを活用し、生命の安全と障がいに応じた適切な対応を確保する。また、第二次避難所の追加指定や備蓄物品の充実による避難所機能を強化するとともに、障がい者団体・ボランティア団体等と連携し、災害時の援助体制を整備する。

7-4-2	BCP（事業継続計画）の作成 (障がい福祉課)	大規模災害や新型インフルエンザ <sup>*</sup> 流行などの緊急時にも、障がい者施設に求められるサービス等の維持継続が必要になることから、各施設において実効性の高いBCP（事業継続計画）が策定できるよう支援する。
7-4-3	避難支援が必要な災害時要援護者の把握及び避難支援プラン作成の推進 (災害対策課)	障がい者本人に避難プラン作成についての了解を得ることを推進し、災害時要援護支援プランを拡充する。また、民生・児童委員の協力を得て3年ごとに支援プランの更新をしている。今後もプラン作成件数の増加をめざす。
7-4-4	A-メールへの登録推進 (障がい福祉課)	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手できるよう、障がい者のA-メール登録を各種広報により促す。
7-4-5	避難所における災害時要援護者への配慮の強化 (災害対策課)	障がい種別ごとに、日々の支援内容も異なるのと同様に、避難所における対応も多様である。それぞれの障がい種別の方に適切な対応ができるよう、空間の確保、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー等の配置に努める。
7-4-6	障がい者用物品供給の協定締結の推進 (災害対策課)	足立区では低タンパク米等障がい者用の備蓄をすすめている。また、医療用酸素、ストーマ用具等で、非常時の物品供給について協定を結んでいる。今後も各障がい者にとって必要不可欠と判断される物品については、事業者等と協定を結び、非常時の物品の安定供給に努めていく。
7-4-7	避難所等での障がい者への対応の強化 (災害対策課)	避難所等で、障がいのない区民と一緒に滞在する障がい者への配慮に関する広報を強化し、障がいの有無にかかわらず、ともに安定的に避難所等に滞在できる体制をめざす。

## 施策7 パリアフリー社会実現への基盤整備

### 課題5 選挙等における環境整備

#### ■施策の方向■

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、主権者としての意見を政治に反映させることの出来る最大の機会です。障がいの有無にかかわらず、すべての有権者が自分の意思で投票に参加できるようにするため、情報提供や投票所の環境整備をすすめていきます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-5-1	選挙公報の音声版等の作成 (選挙管理委員会事務局)	区議会議員選挙および区長選挙においては、選挙公報の音声版を作製するとともに、選挙公報をホームページへ掲載し、選挙人への情報提供を図る。
7-5-2	投票所におけるバリアフリー化の推進 (選挙管理委員会事務局)	投票所施設において、建物の改修時に常設スロープの整備や、仮設スロープの設置により、敷地内の導線上の段差解消に適時対応する。また、期日前投票所及び当日投票所に、点字版の立候補者氏名等一覧を備え、候補者の情報提供を図るとともに、車いす、文鎮、拡大鏡、点字器等々を準備し、バリアフリー化を推進する。
7-5-3	投票所入場整理券への点字シールの貼付 (選挙管理委員会事務局)	希望者に投票所入場整理券であることが分る点字シールを封筒へ貼付し、識別対応を図る。



## 第4章 第3期障がい福祉計画

### 1 障がい福祉計画策定の基本的な考え方

国・東京都・足立区の障がい福祉計画策定の考え方は以下のとおりです。

#### (1) 国の基本方針

- ① 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- ② 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

※国は平成25年8月に障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法（仮称）」の策定を準備しています。「障害者総合福祉法（仮称）」が策定された際には、第3期障がい福祉計画の内容を修正するとの方向性が示されています。

#### (2) 東京都の基本理念

- ① 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現。
- ② 障害者が当たり前で働ける社会の実現。
- ③ すべての都民がともに暮らす地域社会の実現。

#### (3) 足立区の基本的考え方

国や東京都の基本方針等を受け、足立区の基本的考え方は以下のとおりです。

- ① 障がいの有無に関わらず、だれもが普通に暮らせる足立区をめざす。
- ② 障がい者一人ひとりの個別の状況に対応できるよう、多様なサービスの中から自分自身の状況に合ったサービスを選択できる体制をめざす。
- ③ だれもが、いつでも必要なサービスを利用できる体制をめざす。
- ④ 障がい者の就労等への新たな課題への挑戦を積極的に支援する。
- ⑤ 必要にして十分なサービス量と同時に、サービスの質を確保する。

## 2 第3期障がい福祉計画 事業計画

第2期障がい福祉計画の実績を踏まえたうえで、第3期障がい福祉計画での各障がい福祉サービスの見込み量を設定しました。

障がい者の増加により、ほとんどの福祉サービスについて需要が増加傾向にあります。その需要に対応していかなければなりません。居宅系サービスについては、個々のサービスの状況を勘案しながら、施設系サービスについては、施設の定員増や事業者等の動向を勘案しながら計画値を定めました。

※特段の記述が無い場合は、1カ月あたりの決定者数等を表示しています。

※23年の実績値は、推計値です。

※生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）については、国からの指示に基づき第3期障がい福祉計画から、月間利用者総数（単位：人日分）の計画値を設定しました。

※決定者数とは、福祉サービスの利用申請後、区が利用決定をした人数です。また、実利用者数とは、そのうち実際に福祉サービスを利用した人数です。

### (1) 障がい福祉サービス

#### 1) 居宅系サービス

第3期計画【微増】 

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援等のホームヘルプサービス等を行う事業です。

項目	年度	第1期 (実績)			第2期 (実績)			第3期 (計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 (人)	計画	1,145	1,202	1,262	1,325	1,391	1,461	1,491	1,547	1,602
	実績	1,052	1,047	1,023	1,062	1,114	1,303	—	—	—
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			1,022	1,073	1,127	1,218	1,254	1,290
	実績	883	860	840	870	902	1,060	—	—	—
実利用時間 (時間)	計画	38,870	40,841	42,854	44,545	47,077	49,609	50,429	54,080	57,733
	実績	23,994	32,841	33,576	33,281	36,519	43,472	—	—	—

決定者数、利用者人数、実利用時間ともに計画を下回りましたが、増加を続けています。これまでの実績から決定者数は毎年5%程度、実利用者数は4%程度の微増を見込みました。実利用時間は、一人当たりの利用時間が増えているため10%程度の増加

を見込みました。また、23年10月から視覚障がい者の移動支援事業（地域生活支援事業）が自立支援給付の同行援護（居宅系サービス）へ移行し、300名程度増加しました。今後もサービス基盤の充実を図ります。

## 2.) 通所施設系サービス

第3期計画【増】



### ①生活介護

常に介護を必要としている人に昼間、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する事業です。

項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 （人）	計画	148	261	503	654	674	674	1,377	1,427	1,447
	実績	149	252	328	783	1,017	1,197	—	—	—
実利用者数 （人）	計画	計画設定無し						1,335	1,384	1,403
	実績	144	236	309	762	995	1,161	—	—	—
利用総数 （回/月）	計画	計画設定無し						23,896	24,773	25,113

23年度末までに旧法による知的障がい者更生施設が自立支援法に基づく生活介護または就労継続支援等の介護施設に移行します。第2期計画ではその移行分を見込みましたが、重度の方が増えたため、生活介護への移行が予想以上に伸びました。そのため21年度は急増し、第2期では計画を上回りました。

また、特別支援学校の卒業生など利用希望者が増加しています。第3期障がい福祉計画では、既存施設の定員増や新規施設の開設による利用者増を見込みました。今後も施設の充実を図ります。

### ②自立訓練事業（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。そのうち機能訓練は身体障がい者のための機能の訓練を目的にしたものです。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 (人)	計画	37	42	42	49	52	55	77	79	80
	実績	44	47	54	71	69	75	—	—	—
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し						61	62	63
	実績	35	37	42	58	55	60	—	—	—
利用総数 (回/月)	計画	計画設定無し						378	384	390

足立区では障がい福祉センター1カ所で開催しています。リハビリの訓練を行う事業であり、通過型（一定期間利用後他の施設に移る）の施設のため大きな変動はありませんが、急性期の退院後に通所される方も多いため、病院等との連携が進むことにより利用が微増することを見込みました。

### ③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。そのうち生活訓練は知的・精神障がい者のための生活訓練を目的にした事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 (人)	計画	1	20	26	52	52	52	45	45	45
	実績	1	18	24	42	61	61	—	—	—
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し						36	36	36
	実績	1	17	21	33	52	52	—	—	—
利用総数 (回/月)	計画	計画設定無し						565	565	565

訓練を目的とした通過型の事業のため大きな変動はありません。21年度に本事業に移行した施設が、より重度な障がい者へのニーズに対応するため、24年度から「生活介護」に事業を変更しました。これにより第3期においては計画値をやや低く設定し、その後はそれを維持していくことで計画値を設定しました。

#### ④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 (人)	計画	3	70	89	95	101	109	150	160	170
	実績	3	39	92	104	121	140	—	—	—
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し						111	118	125
	実績	1	28	71	79	89	103	—	—	—
利用総数 (回/月)	計画	計画設定無し						1,853	1,970	2,087

足立区内には就労移行支援事業所が既に8カ所あり、決定者数、実利用者数ともに微増しています。原則1年間の就労に向けた通過型の事業であるため、急激な変動は無く、実利用者数は引き続き微増を見込みました。

#### ⑤就労継続支援(A型)

一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。A型は雇用契約に基づく就労継続支援事業です。

区内には福祉施設の中にこのA型を設置しているところと、企業が設置しているものと2つのタイプがあります。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 (人)	計画	1	12	21	33	45	56	55	71	76
	実績	1	13	24	27	41	50	—	—	—
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し						48	63	67
	実績	1	11	22	24	37	44	—	—	—
利用総数 (回/月)	計画	計画設定無し						936	1,228	1,306

決定者数、実利用者人数は、増加傾向にあります。就労を希望する障がい者は多く、引き続きA型事業所の設置を支援していますが、現在のところ3カ所あり、設置を新たに希望する企業や福祉施設は少ないため、当面大きな増は無く、第3期障がい福祉計画では微増を見込んでいます。

## ⑥就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 （人）	計画	2	33	477	579	681	782	544	624	644
	実績	3	43	114	389	504	524	—	—	—
実利用者数 （人）	計画	計画設定無し						533	611	631
	実績	3	37	98	385	496	513	—	—	—
利用総数 （回/月）	計画	計画設定無し						7,835	8,920	9,212

障がい者が作業訓練をする場として重要な事業です。23年度末までに旧法による知的障害者更生施設が、自立支援法に基づく就労継続支援または生活介護等の介護施設に移行します。第2期障がい福祉計画では就労継続支援への移行の増加を見込みましたが、重度障がいを抱える方が増えたことから本事業への移行は伸びず、生活介護への移行が予想以上に増加する結果となりました。第3期障がい福祉計画では、既存施設の定員増や新規施設の開設などから増加を見込みました。今後も施設の充実を図ります。

## ⑦旧法施設支援

旧身体障害者通所更生施設、身体障害者通所療護施設、身体障害者通所授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者通所授産施設など、自立支援法以前の支援費制度を根拠として運営されている施設です。

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23
決定者数 （人）	計画	552	522	45	30	15	0
	実績	547	532	545	56	45	45

旧法施設支援は23年度末までに新法に移行することになっているため、24年度から無くなります。

### 3) 療養介護

第3期計画【維持】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う事業です。主に筋ジストロフィーの方などが、専門病院内で生活支援を受けるサービスです。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 (人)	計画	2	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績	2	2	2	3	4	4	—	—	—

現在この療養介護事業を利用している方は4人です。療養介護対象となる専門病院は少ないため増加の見込みは無く、第3期障がい福祉計画では第2期計画と同数の5人を計画値とします。

### 4) 放課後等デイサービス(児童デイサービス) 第3期計画【増】

これまで障がい児が日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う事業として「児童デイサービス」が実施されてきました。24年度より、特に放課後や夏休みなどに生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを推進する事業が「放課後等デイサービス」として位置づけられました。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 (人)	計画	3	5	5	15	15	15	200	220	240
	実績	3	14	53	93	130	181	—	—	—
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			10	10	10	120	132	144
	実績	1	9	24	39	63	90	—	—	—
実利用回数 (回)	計画	計画設定無し			53	66	80	655	720	786
	実績	1	48	153	234	344	505	—	—	—

19年度から現在まで児童デイサービスの事業者が徐々に増加し23年度末には5カ所になります。利用者数も急激に伸び需要も多いことから、今後も増加が見込まれます。こうした伸びに対応し供給体制の整備が必要です。24年度以降新規事業所の開設を見込み、決定者数を毎年度20人増としました。今後もサービス基盤の充実を図ります。

## 5) 短期入所 (ショートステイ)

第3期計画【増】

自宅で介護する方が病気の場合など、一時的に支援が困難な時に、短期間、夜間の宿泊を伴って入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。

年度 項目		第1期 (実績)			第2期 (実績)			第3期 (計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人)	計画	155	277	291	307	322	337	232	260	286
	実績	130	181	137	155	179	206	—	—	—
実利用回数 (回)	計画	計画設定無し			1,153	1,198	1,246	1,856	1,998	2,139
	実績	1,056	1,026	1,222	1,445	1,573	1,715	—	—	—

実利用者数、実利用回数ともに増加傾向にあります。アンケートからも需要が多いことがわかります。区内では、新たな事業所の開設予定は無く、当面これまでの実績から実利用者数は15%程度、実利用回数は、9%程度の増加を見込みました。今後一層サービス基盤の充実を図ります。

## 6) 共同生活援助・介護(グループホーム等)

第3期計画【増】

障がい者の地域での居住の場となるグループホームの利用に関する事業です。

年度 項目		第1期 (実績)			第2期 (実績)			第3期 (計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 (人)	計画	237	273	306	334	362	389	425	443	462
	実績	234	286	329	330	385	404	—	—	—
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し						386	403	420
	実績	223	259	297	301	347	367	—	—	—
区内定員数 (人)	計画	計画設定無し						256	276	296
	実績	—	—	—	195	205	236	—	—	—

決定者数・実利用者数ともに増加しています。グループホーム等が設置されると、すぐに定員を満たす状態にあり、アンケートからも需要が多いことがわかります。土地の確保などの面から一挙に増設することは難しいため順次増やしていきます。第3期障がい福祉計画では決定者数及び実利用者数は毎年度5%程度の増加を見込みました。

区内の定員数については、引き続き毎年度20人の定員増を図っていきます。



## 7) 施設入所支援（新体系）

第3期計画【維持】 

施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排泄及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う事業です。

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定者数 （人）	計画	13	103	103	250	500	612	673	673	673
	実績	11	110	179	242	416	673	—	—	—
実利用者数 （人）	計画	計画設定無し						660	660	660
	実績	11	110	173	239	409	660	—	—	—

23年度末までに旧支援費制度に基づく施設は、自立支援法に基づく新体系施設へ移行することとされています。実利用者数は増加しました。24年度以降は入所施設からの地域移行者と新たに施設入所する者が均衡し、大きな増加は無いと考えます。国は、施設入所よりも地域での生活を重視する方向を示しています。第3期障がい福祉計画では決定者・実利用者ともに23年度実績値を見込みました。

## 8) 計画相談支援

第3期計画【大幅増】 

障がい福祉サービスを利用する障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するための相談支援です。本事業は、主に相談の過程で障がい者の支援計画を作成するものです。

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数 （人）	計画	99	115	131	154	177	199	183	498	537
	実績	0	0	0	0	1	1	—	—	—

22年度利用者の実績は1件でした。現在の自立支援法では、対象者が限定されているため、全国的にも利用が極めて低調でした。24年度から法律が改正され、障がい福祉サービス利用者全員がこの計画相談支援の支援計画作成の対象となるため、急増を見込んでいます。26年までに民間事業者による相談体制を確立することとされており、今後、事業者の指導・育成に努めていきます。第3期障がい福祉計画では、民間事業者による利用者数（支援計画作成とモニタリング件数）を537人としました。

## 9) 地域移行支援

第3期計画【微増】

24年度から開始される新事業です。障害者支援施設に入所している障がい者や精神科障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者の地域への移行を進めるための相談事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地域移行 支援者数 (人)	計画	6	6	6	6	6	6	8	10	12
	実績	9	11	4	13	3	6	—	—	—

足立区では、障がい者の入所施設から地域移行の取り組みを進めています。グループホーム等の設置を計画的に進めていきます。また、法人の地域移行に関するスキルも上がってきたため、第3期障がい福祉計画では、微増を見込みます。

※精神障がい者の地域移行支援の計画値については、東京都から示された値をもとに算定することになっていますが、現時点で示されていないため、この中間報告には算入していません。

## 10) 地域定着支援

第3期計画【維持】

24年度から開始される新事業です。障害者支援施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者が地域での一人暮らしに移行する際に、行われる支援事業です。(本事業は、グループホーム等の利用者は含まずそれ以外の居宅の方が対象です。)

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地域移行 支援件数 (件)	計画	計画設定無し						3	3	3
	実績									

地域定着支援については、新たな事業であるため、当面、第3期障がい福祉計画では毎年度3人を見込みました。

※精神障がい者の地域移行支援の計画値については、東京都から示された値をもとに算定することになっていますが、現時点で示されていないため、この中間報告には算入していません。

## (2) 地域生活支援事業

### 1) 相談支援事業

第3期計画【増】 

地域の障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行う事業です。この計画では、P64の「計画相談支援」を行う事業所の箇所数に関する計画です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
箇所数 (カ所)	計画	3	9	11	12	13	14	25	27	29
	実績	3	9	8	8	8	8	—	—	—

「計画相談支援」(64 ページ) 相談利用件数が少なかったので相談事業所の数は増えず、21年度、22年度とも計画を達成していません。24年度の法律改正によって、福祉サービス利用者全員が支援計画作成の対象となるため支援計画を作成する事業所が多く必要になります。26年度までにこうした体制を整備することとされているため、事業者の育成を進めていきます。希望する事業所は多く、ノウハウを身につけるために時間を要するため計画的に実施していきます。

### 2) 地域自立支援協議会

第3期計画【維持】 

障がいのある方が、安心して暮らせる地域を作るため関係機関の情報の共有、協議会構成員の資質の向上、社会資源の向上、改善、開発等を検討して、施策提案していくことを目的に各自治体に1カ所設置する協議会です。

足立区では、既に21年に協議会を設置しました。今後は、障がい福祉に関する地域の諸課題を検討し、同協議会を通じて区内関係機関・関係者のネットワークを強め、障がい者への支援を強化します。

### 3) 成年後見制度利用支援事業

第3期計画【微増】

成年後見制度の利用が必要であると認められる重度の知的障がい者または精神障がい者で、支援を受けなければ利用が困難な方に、後見人の報酬等、必要とする経費について助成をする事業です。

24年の法律改正に伴い地域生活支援事業の必須事業となりました。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決定件数 (件/年)	計画	2	4	6	6	8	10	3	5	7
	実績	0	0	0	0	0	1	—	—	—

23年度にはじめて利用が1件ありました。制度が知られていないことから、PRに力を入れていきます。今後、少数ながら確実に決定件数が増加するものと考えられ、第3期障がい福祉計画では毎年度2件の微増を見込みました。

### 4) コミュニケーション支援事業(手話通訳等の派遣)

第3期計画【微増】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに困難な場合に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
手話通訳等の 派遣利用件数 (件)	計画	123	133	143	157	173	190	203	211	218
	実績	105	119	164	181	188	195	—	—	—
区役所に配置 する手話通訳 者数(人)	計画	計画設定無し			2	2	2	2	2	2
	実績	—	—	—	2	2	2	—	—	—

利用件数は増加しており、聴覚障がい者の社会参加が拡大されたと考えられます。これまでの実績の伸びから、利用件数は毎年度4%程度伸びることを見込みました。手話通訳者は、区役所の庁舎等に定期的に配置する手話通訳者です。第3期障がい福祉計画では第2期障がい福祉計画同様、引き続き2人を配置していきます。

## 5) 日常生活用具給付事業

第3期計画【微増】 

障がい者の自立した日常生活を支援するための用具を給付する事業です  
日常生活用具は、以下①から⑤です。

### ①介護・訓練支援用具（特殊寝台・特殊マット等）

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給付件数 （件/年）	計画	40	45	45	52	60	69	65	65	65
	実績	53	63	56	54	62	65	—	—	—

### ②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等）

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給付件数 （件/年）	計画	180	190	200	210	220	230	190	200	210
	実績	146	223	186	138	177	180	—	—	—

### ③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人体温計等）

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給付件数 （件/年）	計画	80	80	80	110	115	120	100	100	100
	実績	100	107	115	92	96	100	—	—	—

### ④情報・意思疎通支援用具（点字器、人口咽頭等）

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給付件数 （件/年）	計画	250	250	250	250	250	250	210	220	230
	実績	170	180	130	157	202	210	—	—	—

### ⑤排泄管理支援用具（ストーマ装具等）

年度 項目		第1期（実績）			第2期（実績）			第3期（計画）		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給付件数 （件）	計画	600	620	640	660	680	700	780	790	800
	実績	403	567	745	793	761	770	—	—	—

①介護・訓練支援用具と③在宅療養等支援用具の給付件数は、年度によって変化していますが、大きな増加または減少の傾向は見られません。このため第3期障がい福祉計画では、23年度実績値と同様の計画値を設定しました。

②自立支援用具と④情報・意思疎通支援用具と⑤排泄管理支援用具は、増加傾向にあります。第3期障がい福祉計画では毎年度10件の増を見込みました。

## 6) 住宅改修

第3期計画【維持】 

在宅の重度身体障がい者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図る事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給付件数 (件/年)	計画	60	60	60	60	60	60	50	50	50
	実績	57	60	21	43	38	45	—	—	—

年度によって変化がありますが大きな増加または減少の傾向は見られません。第3期障がい福祉計画では、これまでの実績から第2期計画より下方修正し50件としました。

## 7) 移動支援事業(ガイドヘルパーの派遣)

第3期計画【増】 

屋外での移動が困難な障がい者等が、社会生活上不可欠な外出、及び余暇活動等の社会参加のための外出ができるよう、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を支援する事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用時間数 (時間)	計画	7,866	8,259	8,627	10,333	11,000	11,500	5,996	6,536	7,075
	実績	8,134	9,012	9,976	11,142	12,108	8,725	—	—	—
決定者数 (人)	計画	計画設定無し			1,077	1,130	1,187	1,169	1,225	1,281
	実績	827	977	922	1,255	1,434	1,274	—	—	—

本事業は18年度から22年度まで急速に増加し、計画の数値を上回りました。障がい者の社会参加が確実に広がってきたことを示すものと考えられます。これまでの実

績から第3期の利用時間は、9%の伸び、決定者数は、5%程度の伸びを見込みました。

(なお、23年10月より移動支援事業のうち、視覚障がい者のサービスが同行援護に移行したので、23年度実績は減少します。)

## 8) 通所バス運行事業

第3期計画【増】 

公共交通機関の利用が困難な障がい者を対象に、通所施設への移動手段である通所バスを運行する事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人/日)	計画	400	415	430	445	460	475	550	565	580
	実績	295	305	502	540	514	535	—	—	—

通所施設等を利用する方が増加しており本事業も増加します。今後引き続き増加するものと思われま。第3期障がい福祉計画では、毎年度15人の増としました。

## 9) 地域活動支援センター

第3期計画【微増】 

創作的活動または生産活動の機会の提供、地域との交流等を行う事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
箇所数 (カ所)	計画	6	7	7	7	7	8	8	8	8
	実績	6	7	7	8	7	7	—	—	—
決定者数 (人)	計画	220	240	250	250	260	270	290	301	313
	実績	220	218	230	236	270	270	—	—	—

利用者は微増しています。22年度は、希望が増え増加の幅が大きくなりました。第3期障がい福祉計画では、地域活動支援センター1カ所の増を見込んでいます。また、決定者数は4%程度の増加を見込みました。続き利用者は微増すると考えます。

## 10) 福祉ホーム事業

第3期計画【維持】

身体障がい者の地域生活を支える共同住宅的、通過型の施設です。ここでの訓練を経てグループホーム等に移行します。現在は、区立大谷田福祉ホームの1カ所です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
箇所数 (カ所)	計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1	—	—	—
利用者数 (人)	計画	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績	5	5	5	5	5	5	—	—	—

通過型の施設であり大きな需要の変化は無く、施設の増減予定も無いのため、引き続き1カ所5人を計画値とします。

## 11) 巡回入浴事業

第3期計画【維持】

入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に、訪問による入浴サービスを提供する事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人)	計画	66	69	71	71	71	72	55	55	55
	実績	44	43	49	45	52	55	—	—	—

一定の利用があるものの各年度とも計画を達成していません。介護保険制度の利用や障がい者の居住する住宅のバリアフリー化の推進、地域活動支援センターでの入浴も一部で行われているためと考えられます。これまでの実績から、第3期障がい福祉計画では急激な増加は見込まれず、55件としました。

## 12) 日中保護

第3期計画【微増】

日中監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な方を施設で保護し、家族の就労支援及び家族の支援を図る日帰りのショートステイ事業です。



年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人)	計画	22	25	28	31	34	37	46	48	50
	実績	30	14	23	29	42	44	—	—	—

第2期計画では、利用者数は増加し、22年度は計画に達しました。本事業は、ショートステイを行っている事業所が実施しているため、事業所数の増を見込めません。このため、第3期障がい福祉計画では、毎年度5%程度の微増を見込みました。

### 13) タイムケア

第3期計画【維持】

特別支援学校等の小学生から高校生を放課後や長期休暇中、日常的な訓練を行います。家族の就労支援及び家族の一時的な急速を図ることを目的とする放課後対策の事業事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人)	計画	0	0	30	40	50	60	20	20	20
	実績	0	0	14	18	20	20	—	—	—

第2期計画では、事業所の増加を見込みましたが、新規開設事業所はありませんでした。また、現在実施している団体の設備に限りがあるため、利用者の伸びも見込めません。第3期障がい福祉計画では、事業所の増加見込みが無く、23年度の実績値と同数の計画とします。

### 14) 更生訓練費

第3期計画【維持】

旧法施設(授産所等)時からの制度で、新体系移行後は就労移行支援または自立訓練を利用して、利用者負担額の生じない場合に、訓練のための経費と通所のための経費を支給し、社会復帰促進を図る事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給付者数 (人)	計画	150	155	155	120	85	50	36	36	36
	実績	125	92	80	36	36	36	—	—	—

21年度、22年度は、更生訓練費の支給者は36人で動きはありませんでした。就労移行事業所の増減が無いことから、大きな変化は無いと考えます。第3期障がい福祉計画では、23年の実績値の36人としました。

## 15) 就職支度金

第3期計画【微増】

就労移行支援または就労継続支援による訓練を終了し、就職等により自立することになった際に就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人/年)	計画	5	16	20	27	35	42	20	25	30
	実績	0	8	20	12	14	15	—	—	—

計画を達成したのは20年度のみで、その後利用者数は低い水準です。制度が知られていないことが考えられるため、今後更に周知に努めます。第3期障がい福祉計画では、毎年度5人の微増を見込みました。

## 16) 自動車運転免許取得費・自動車改造費

第3期計画【維持】

### ① 自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許取得に要する教習費用の一部を助成し、自立活動及び社会参加の促進を図る事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人/年)	計画	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	実績	3	7	8	6	5	10	—	—	—

### ② 自動車改造費助成事業

身体障がい者が就労等に伴い、自動車を取得し改造を行う場合、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を助成し、就労等を支援し、自立活動及び社会参加の促進を図る事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人)	計画	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	実績	7	7	12	19	4	12	—	—	—

自動車運転免許取得と自動車改造は年度によって変化していますが、大きな増加または減少の傾向は見られません。このため第3期障がい福祉計画では、23年度実績値と同様の計画値を設定しました。

## 17) 職親委託

第3期計画【維持】 

知的障がい者を、一定期間職場において自立更生を図るための生活指導や技能取得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図る事業です。

年度 項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
委託数 (件)	計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2	2	—	—	—

18年度以降、2件で変動がありません。障がい者への様々な就労支援が行われる中、本事業に対する大きな需要の変化は無く、受け入れ可能な職場も少ないため、第3期障がい福祉計画ではこれまでと同数の2件としました。

## (3) その他

### 1) 手話通訳者養成研修事業

第3期計画【維持】 

手話技術の指導を行い、手話通訳者を養成する事業です。現在、足立区社会福祉協議会が運営する総合ボランティアセンターで実施しています。新たに「手話通訳者」として登録する人数に関する計画です。

年度 項目		第1期 (実績)			第2期 (実績)			第3期 (計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
新規登録 者数(人)	計画	計画設定無し			5	5	5	5	5	5
	実績	5	8	0	4	0	5	—	—	—

年度によって変化していますが、大きな増加または減少の傾向は見られません。  
 当面第3期障がい福祉計画ではこれまでの計画値と同数の5人としました。

### 3 重点的な取り組み項目について

足立区では第3期障がい福祉計画の策定にあたって、国の策定基本指針が示している4つの項目について、東京都の方針に基づき、区の地域特性や障がい者施策の現状を考慮した、区独自の目標を設定しました。

#### 課題1 福祉施設入所者の地域生活への移行 第3期計画【微増】

国は、障がい者の地域での生活を重視し、「福祉施設入所者の地域生活への移行」の18年度から26年度までの累計目標として、17年度に施設へ入所された方の3割を上回る努力をするよう示しています。

既に足立区では地域移行の取り組みを実施しています。累計数は、18年度から22年度までで40人です。

地域生活への移行には、居住の場としてのグループホームと移行のための訓練が不可欠ですが、グループホームを急激に増やすことは困難です。

第3期障がい福祉計画では、社会福祉法人の地域移行に向けたスキルは上がってきているため、順次計画的な設置を見込み移行者数を微増とします。

地域移行者数と入所者数

項目		第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
移行者数 (人)	計画	6	6	6	6	6	6	8	10	12
	実績	9	11	4	13	3	6	—	—	—
移行者数 累計(人)	計画	6	12	18	24	30	36	54	64	76
	実績	9	20	24	37	40	46	—	—	—

※足立区の17年度施設入所者数は、534人

※国の26年度移行者目標値は、162人

#### 課題2 福祉施設から一般就労へ移行する人数 第3期計画【微増】

福祉施設での各種訓練を経て、企業等へ一般就労することは重要な課題です。

このため国は、「福祉施設から一般就労へ移行する人数」を26年度に、17年度実績の4倍にすることを目標にして努力をするよう示しています。

足立区においても障がい福祉センターの雇用支援室を中心に積極的に取り組んで

きたところですが、昨今の不況の影響により就労が厳しい状況です。

一人でも多くの就労をめざすことは重要ですが、第3期障がい福祉計画では微増としました。

#### 福祉施設からの就職者数

年度 項目	第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度計画数(件)	42	42	42	42	42	42	44	46	48
就職者数(人)	26	32	41	35	27	—	—	—	—

※足立区の17年度就職者実績は、29人

※国の26年度就職者目標値は、116人

### 課題3 就労移行の支援事業の利用者数(新)

第3期計画【微増】 

国は、就労への移行が重要であるため、26年度時点で就労移行支援事業の利用者数が全通所施設の利用の2割を上回る努力をするよう示しています。

足立区には、就労移行支援事業所は8カ所あり、利用者数は微増しています。原則1年間の就労に向けた通過型の事業であるため、大きな需要の変動は無く、利用者数は引き続き微増するものと考えます。

このため、第3期障がい福祉計画では、実態にあわせ26年度の目標を125人としました。

#### 就労移行の支援事業の利用者数実績と計画

年度 項目	第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
就労移行	計画数	計画設定無し						111	118	125
	利用者数	1	28	71	79	89	103	—	—	—
通所施設実利用者数(人)	724	824	1,088	1,370	1,750	1,933	2,142	2,274	2,325	
就労移行の割合(%)	0.1	3.1	6.5	5.7	5.0	5.3	5.1	5.1	5.3	

※23年度分は推測値

※通所施設利用者数は(旧法)通所施設及び新体系日中活動系サービスの合算

※国の26年度目標値は、456人

## 課題4 就労継続支援A型事業の利用者の割合(新) 第3期計画【微増】

就労継続支援A型は、福祉施設の中でも就労をめざすものとして重要です。A型はB型と異なり雇用関係に入り、原則として最低賃金の適用があります。こうしたことから国は26年度の目標として、A型事業の割合をA型とB型の合算の3割とする努力をするように示しています。

しかし、A型は、昨今の不況により新たに設置を希望する企業等は少なく、また、B型は需要が多く今後も増加すると考えられます。こうした状況から、当面第3期障がい福祉計画では、A型の微増を見込み、26年度の目標を9.5%としました。

就労継続支援A型事業の利用者の割合

項目	第1期(実績)			第2期(実績)			第3期(計画)		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
A型利用者数(人)	1	11	22	24	37	44	48	63	67
A型+B型利用者数(人)	4	48	120	409	533	557	581	674	698
(A型+B型)のA型 利用者の割合(%)	25	22.9	18.3	5.8	6.9	7.8	8.2	9.3	9.6

※23年度は推計値

# 足立区第3期障がい福祉計画 事業計画一覧

大項目	中項目	小項目	23年度 実績推測	24年度	25年度	26年度
障がい福祉サービス	居宅系サービス	決定者数(単位:人)	1,303	1,491	1,547	1,602
		実利用者数(単位:人)	1,060	1,218	1,254	1,290
		実利用時間(単位:時間)	43,472	50,429	54,080	57,733
	通所施設系サービス	決定者数(単位:人)	2,047	2,248	2,406	2,462
		実利用者数(単位:人)	1,933	2,142	2,274	2,325
	生活介護	決定者数(単位:人)	1,197	1,377	1,427	1,447
		利用者数(単位:人)	1,161	1,335	1,384	1,403
		利用総数(単位:回/月)	20,781	23,896	24,773	25,113
	自立訓練 (機能訓練)	決定者数(単位:人)	75	77	79	80
		実利用者数(単位:人)	60	61	62	63
		利用総数(単位:回/月)	372	378	384	390
	自立訓練 (生活訓練)	決定者数(単位:人)	61	45	45	45
		実利用者数(単位:人)	52	36	36	36
		利用総数(単位:回/月)	785	565	565	565
	就労移行支援	決定者数(単位:人)	140	150	160	170
		実利用者数(単位:人)	103	111	118	125
		利用総数(単位:回/月)	1,720	1,853	1,970	2,087
	就労継続支援(A型)	決定者数(単位:人)	50	55	71	76
		実利用者数(単位:人)	44	48	63	67
		利用総数(単位:回/月)	858	936	1,228	1,306
	就労継続支援(B型)	決定者数(単位:人)	524	544	624	644
		実利用者数(単位:人)	513	533	611	631
		利用総数(単位:回/月)	7,541	7,835	8,920	9,212
	旧法施設支援	決定者数(単位:人)	45	0	0	0
	療養介護	決定者数(単位:人)	4	5	5	5
	放課後等デイサービス (児童デイサービス)	決定者(単位:人)	181	200	220	240
		実利用者(単位:人)	90	120	132	144
実利用回数(単位:回)		505	655	720	786	
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数(単位:人)	206	232	260	286	
	実利用回数(単位:回)	1,715	1,856	1,998	2,139	
共同生活援助・介護 (グループホーム等)	決定者数(単位:人)	404	425	443	462	
	実利用者数(単位:人)	367	386	403	420	
	区内の定員数(単位:人)	236	256	276	296	
施設入所支援(新体系)	決定者数(単位:人)	673	673	673	673	
	実利用者数(単位:人)	660	660	660	660	
計画相談支援	利用者数(単位:人)	1	183	498	537	
地域移行支援	地域移行支援者数(単位:人)	6	8	10	12	
地域定着支援	地域定着支援件数(単位:件)	—	3	3	3	



大項目	中項目	小項目	23年度 実績推測	24年度	25年度	26年度
地域生活支援事業	相談支援事業	事業所数(単位:カ所)	8	25	27	29
	地域自立支援協議会	協議会数(単位:協議会数)	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援	決定件数(単位:件/年)	1	3	5	7
	コミュニケーション支援 (手話通訳等の派遣)	手話通訳等の派遣利用件数(単位:件)	195	203	211	218
		区役所に配置する手話通訳者数(単位:人)	2	2	2	2
	介護訓練支援用具	給付件数(単位:件/年)	65	65	65	65
	自立生活支援用具	給付件数(単位:件/年)	180	190	200	210
	在宅療養等支援用具	給付件数(単位:件/年)	100	100	100	100
	情報・意思疎通支援用具	給付件数(単位:件/年)	210	210	220	230
	排泄管理支援用具	給付件数(単位:件)	770	780	790	800
	住宅改修	給付件数(単位:件/年)	45	50	50	50
	移動支援事業 (ガイドヘルパーの派遣)	利用時間数(単位:時間)	8,725	5,996	6,536	7,075
		決定者数(単位:人)	1,274	1,169	1,225	1,281
	通所バス運行事業	実利用者数(単位:人/日)	535	550	565	580
	地域活動支援センター	箇所数(単位:カ所)	7	8	8	8
		決定者数(単位:人)	270	290	301	313
	福祉ホーム事業	箇所数(単位:カ所)	1	1	1	1
		利用者数(単位:人)	5	5	5	5
	巡回入浴事業	実利用者数(単位:人)	55	55	55	55
	日中保護	実利用者数(単位:人)	44	46	48	50
	タイムケア	実利用者数(単位:人)	20	20	20	20
	更生訓練費	給付者数(単位:人)	36	36	36	36
	就職支度金	実利用者数(単位:人/年)	15	20	25	30
	自動車運転免許取得費	実利用者数(単位:人/年)	10	10	10	10
	自動車改造費	実利用者数(単位:人/年)	12	12	12	12
	職親委託	委託数(単位:人)	2	2	2	2
	他	手話通訳者養成研修事業	新規登録者数(単位:人)	5	5	5

資料編

足立区第1期・第2期障がい者計画実績一覧

(単位：1月あたり)

大項目	中項目	小項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度見直し時の評価・分析	
障がい福祉サービス	居宅系サービス	居宅系サービス決定者数 (単位：人)	【計画】	1,145	1,202	1,262	1,325	1,391	1,461	<p>居宅系サービスとは、居宅介護や重度訪問介護等ホームヘルプサービスの総称である。決定者数、実利用者数、利用時間ともに計画を下回ったが、23年度から新たな居宅系サービスとして同行援護が加わるため、300名程度の決定者の増加が想定される。24年度以降も需要は引き続き微増傾向が続くものと考えられる。今後とも、サービスの基盤の整備を行う必要がある。</p> <p>第2期障がい者計画では、毎年10%程度の増加を見込んでいた。21年度までは、ほぼ計画に近い実績であったが、22年度は計画を大きく上回った。この理由は、入所施設旧支援費制度対象から障害者自立支援法に基づく施設に移行する際、日中活動の部分について、この通所施設系サービスに計上されたことである。しかし、今後とも利用希望者増が続くと予想され、通所施設の整備を行う必要がある。</p> <p>本事業は重度障がい者への創作的活動をとおして訓練を行い、社会参加を拡大する事業である。23年度までに旧法による知的障害者更生施設等のほとんどが自立支援法に基づく生活介護施設に移行した。そのため生活介護は18年度より急増した。重度障がい者への対応を行う事業であり、今後も利用希望者が大きく増加することが見込まれる。</p> <p>足立区では障がい福祉センター1カ所で開催されている。リハビリの訓練を行う事業であり、一定期間利用する通過型のため急激な変動はなく、利用希望者は微増で経過するものと考えられる。</p>	
			【実績】	1,052	1,047	1,023	1,062	1,114			
			【達成率】	91.9%	87.1%	81.1%	80.2%	80.1%			
		居宅系サービス実利用者数 (単位：人)	【計画】	第2期計画から計上				1,022	1,073		1,127
			【実績】	883	860	840	870	902			
			【達成率】	—	—	—	85.1%	84.1%			
	居宅系サービス利用時間 (単位：時間)	【計画】	38,870	40,841	42,854	44,545	47,077	49,609			
		【実績】	23,994	32,841	33,576	33,281	36,519				
		【達成率】	61.7%	80.4%	78.3%	74.7%	77.6%				
	通所施設系サービス	通所施設系サービス決定者数 (単位：人)	【計画】	744	960	1,203	1,492	1,620	1,728		
			【実績】	748	944	1,181	1,472	1,858			
			【達成率】	100.5%	98.3%	98.2%	98.7%	114.7%			
生活介護		生活介護決定者数 (単位：人)	【計画】	148	261	503	654	674	674		
			【実績】	149	252	328	783	1,017			
			【達成率】	100.7%	96.6%	65.2%	119.7%	150.9%			
自立訓練(機能訓練)		自立訓練(機能訓練)決定者数 (単位：人)	【計画】	37	42	42	49	52	55		
			【実績】	44	47	54	71	69			
			【達成率】	118.9%	111.9%	128.6%	144.9%	132.7%			
自立訓練(機能訓練)実利用者数 (単位：人)	【実績】	35	37	42	58	55	60				
	【計画】	1	20	26	52	52	52				

(単位：1月あたり)

大項目	中項目	小項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度見直し時の評価・分析
障がい福祉サービス 通所施設系サービス	自立訓練(生活訓練)	自立訓練(生活訓練)決定者数(単位:人)	【実績】	1	18	24	42	61		本事業も通過型であり、期間を定めて生活面でのトレーニングを行い、新たな社会参加を目指すものである。24年度に本事業から生活介護に移行する予定の施設があり、今後は若干減の見込みである。
			【達成率】	100.0%	90.0%	92.3%	80.8%	117.3%		
		自立訓練(生活訓練)実利用者数(単位:人)	【実績】	1	17	21	33	52	52	
	就労移行支援	就労移行支援決定者数(単位:人)	【計画】	3	70	89	95	101	109	本事業については、足立区内にすでに4カ所あり、少しずつ充実してきている。原則1年の就労に向けての通過型の事業であるため、急激な変動はなく、利用希望者は微増で経過するものと考えられる。
			【実績】	3	39	92	104	121		
			【達成率】	100.0%	55.7%	103.4%	109.5%	119.8%		
		就労移行支援実利用者数(単位:人)	【実績】	1	28	71	79	89	103	
	就労継続支援(A型)	就労継続支援(A型)決定者数(単位:人)	【計画】	1	12	21	33	45	56	雇用契約を結んだ形態での就労継続支援事業である。区内には福祉施設の中にこのA型を設置しているところと、企業が設置しているものと2つのタイプがある。A型事業に適した仕事の確保が課題であるが、今後も利用希望者は少しずつ増加していくと考えられる。
			【実績】	1	13	24	27	41		
			【達成率】	100.0%	108.3%	114.3%	81.8%	91.1%		
		就労継続支援(A型)実利用者数(単位:人)	【実績】	1	11	22	24	37	44	
	就労継続支援(B型)	就労継続支援(B型)決定者数(単位:人)	【計画】	2	33	477	579	681	782	障がい者の作業訓練の場として重要な事業となっている。23年度までに旧法による通所授産施設のほとんどが自立支援法に基づく就労継続支援B型施設に移行した。そのため就労継続支援B型は18年度より急増した。今後も利用希望者が大きく増加することが見込まれる。
			【実績】	3	43	114	389	504		
			【達成率】	150.0%	130.3%	23.9%	67.2%	74.0%		
		就労継続支援(B型)実利用者数(単位:人)	【実績】	3	37	98	385	496	513	
旧法施設支援	旧法施設支援決定者数(単位:人)	【計画】	552	522	45	30	15	0	旧法施設とは、自立支援法以前の自立支援法以前の支援費制度を根拠として運営されている施設である。旧法施設支援は23年度末までとなっているため、24年度以降はなくなる。	
		【実績】	547	532	545	56	45			
		【達成率】	99.1%	101.9%	1211.1%	186.7%	300.0%			
療養介護	療養介護決定者数(単位:人)	【計画】	2	5	5	5	5	5	主に筋ジストロフィーの方などが、専門病院内で生活支援を受けるサービスであるが、利用者数に変化はない。21年度、22年度ともに計画に達していないが、今後もこの傾向が続くものと考えられる。	
		【実績】	2	2	2	3	4			
		【達成率】	100.0%	40.0%	40.0%	60.0%	80.0%			

資料編

足立区第1期・第2期障がい者計画実績一覧

(単位：1月あたり)

大項目	中項目	小項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度見直し時の評価・分析
障がい福祉サービス	放課後等デイサービス (児童デイサービス)	放課後等デイサービス決定者 (単位:人)	【計画】	3	5	5	15	15	15	19年度に区内最初の放課後等デイサービス事業所が開設され、決定者数、実利用者数、利用回数ともに次第に増えはじめ、20年度以降は急激な伸びを示している。その後事業所は更に増加し、22年度には2カ所、23年度9月時点で4カ所に増えたが、今後とも需要は急増していくものと考えられる。
			【実績】	3	14	53	93	130		
			【達成率】	100.0%	280.0%	1060.0%	620.0%	866.7%		
	放課後等デイサービス実利用者 (単位:人)	放課後等デイサービス実利用者 (単位:人)	【計画】	第2期計画から計上			10	10	10	
			【実績】	1	9	24	39	63		
			【達成率】	-	-	-	390.0%	630.0%		
	放課後等デイサービス利用回数 (単位:回)	放課後等デイサービス利用回数 (単位:回)	【計画】	第2期計画から計上			53	66	80	
			【実績】	1	48	153	234	344		
			【達成率】	-	-	-	441.5%	521.2%		
短期入所 (ショートステイ)	短期入所利用者数 (単位:人)	【計画】	155	277	291	307	322	337	短期入所事業(ショートステイ)は、自宅で障がい者(児)への支援が一時的に困難な時に、障がい者(児)が宿泊する事業である。利用者数は増加しているが、計画値には届かなかった。しかし利用回数については、21年度、22年度計画を上回った。足立区障がい者計画等作成のためのアンケートからも、需要の多いことが伺われ、今後も利用者の増加が見込まれる。今後もサービス基盤の整備を行う必要がある。	
		【実績】	130	181	137	155	179			
		【達成率】	83.9%	65.3%	47.1%	50.5%	55.6%			
	短期入所利用回数 (単位:回)	短期入所利用回数 (単位:回)	【計画】	第2期計画から計上			1,153	1,198		1,246
			【実績】	1,056	1,026	1,222	1,445	1,573		
			【達成率】	-	-	-	125.3%	131.3%		
共同生活援助・介護(グループホーム等)	共同生活援助・介護決定者数 (単位:人)	【計画】	237	273	306	334	362	389	共同生活援助・介護(グループホーム等)については、ほぼ計画を達成している。本事業については、グループホーム等が設置されると、すぐに定員を満了す状態である。また、足立区障がい者計画等作成のためのアンケートからも需要が大きいことがわかる。今後もサービス基盤の整備を行う必要がある。	
		【実績】	234	286	329	330	385			
		【達成率】	98.7%	104.3%	107.5%	98.8%	106.4%			
施設入所支援(新体系)	施設入所支援(新体系)決定者数 (単位:人)	【計画】	13	103	103	250	500	612	本事業は入所施設における日中活動以外の生活部分に対応するものである。旧支援費制度に基づく施設から、自立支援法に基づく新体系施設施設への移行の最終年となるため、施設入所支援の増が見込まれる。その後については、施設への新入所者と施設からの地域移行者が均衡し、大きな増加はないと考えられる。	
		【実績】	11	110	179	242	416			
		【達成率】	84.6%	106.8%	173.8%	96.8%	83.2%			

資料編

足立区第1期・第2期障がい者計画実績一覧

(単位：1月あたり)

大項目	中項目	小項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度見直し時の評価・分析
障がい者サービス	計画相談支援	相談支援利用者数 (単位:人)	【計画】	99	115	131	154	177	199	計画は達成できなかった。本事業は障がい者の支援計画を策定する事業であるが、サービスの利用がしにくい点があり足立区に限らず、全国的に利用が極めて低調である。24年度から法律が改正され制度が変わることから、利用しやすくなることが期待されている。よって24年度以降は利用が増加すると考えられる。相談支援体制の充実に努めていく必要がある。
			【実績】	0	0	0	0	1		
			【達成率】	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%		

資料編

足立区第1期・第2期障がい者計画実績一覧

大項目	中項目	小項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度見直し時の評価・分析
地域生活支援事業	相談支援事業	相談支援事業実施事業所数 (単位:カ所)	【計画】	3	9	11	12	13	14	本事業は自立支援給付の「相談支援」を行なう事業所の整備事業であるが、「相談支援」自体が増えていないため、21年度、22年度とも目標を達成していない。しかし、今後の法改正によって利用所数は増加すると考えられる。
			【実績】	3	9	8	8	8		
			【達成率】	100.0%	100.0%	72.7%	66.7%	61.5%		
	地域自立支援協議会	地域自立支援協議会数 (単位:件)	【計画】	1	1	1	1	1	1	区内の関係者により、障がい者のよりよい暮らしの実現に向けて協議するものである。足立区では21年度に組織を再編した。今後とも、同協議会をとおして、区内関係機関・関係者のネットワークを強め、障がい者への支援を強化していく。
			【実績】	1	1	1	1	1		
			【達成率】	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
成年後見制度利用支援	成年後見利用支援件数 (単位:件/年)	【計画】	2	4	6	6	8	10	身寄りがない上、自ら判断が難しく、成年後見が必要にもかかわらず、その利用に結び付きづらい障がい者をサポートする事業であり、21年度、22年度とも実績はないが、今後、少数ながら確実に相談が増加するものと考えられる。	
		【実績】	0	0	0	0	0			
		【達成率】	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
コミュニケーション支援	コミュニケーション支援利用件数 (単位:件/月)	【計画】	123	133	143	157	173	190	本事業は、聴覚障がい者への手話通訳者及び要約筆記者の派遣が主なものであり、障がい者の社会参加を支援する事業である。聴覚障がい者の社会参加の拡大に伴って、20年度以降計画目標値を上回った。今後も利用増が見込まれる。また引き続き手話通訳者の養成も実施していく。	
		【実績】	105	119	164	181	188			
		【達成率】	85.4%	89.5%	114.7%	115.3%	108.7%			
	コミュニケーション支援通訳者数 (単位:人)	【計画】	第2期計画から計上				2	2		2
		【実績】	-	-	-	2	2			
		【達成率】	-	-	-	100.0%	100.0%			
介護訓練支援用具	介護訓練支援用具給付件数 (単位:件/年)	【計画】	40	45	45	52	60	69	特殊寝台、特殊マット等の用具である。各年度とも計画値に到達しており、一定の需要がある。	
		【実績】	53	63	56	54	62			
		【達成率】	132.5%	140.0%	124.4%	103.8%	103.3%			
自立生活支援用具	自立生活支援用具給付件数 (単位:件/年)	【計画】	180	190	200	210	220	230	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等の用具である。計画値に到達していない年度が多いが、急速に変化することなく、増減を繰り返している。今後もこうした傾向で推移するものと考えられる。	
		【実績】	146	223	186	138	177			
		【達成率】	81.1%	117.4%	93.0%	65.7%	80.5%			

資料編

足立区第1期・第2期障がい者計画実績一覧

大項目	中項目	小項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度見直し時の評価・分析	
地域生活支援事業	在宅療養等支援用具	在宅療養等支援用具給付件数 (単位:件/年)	【計画】	80	80	80	110	115	120	電気式たん吸引器、盲人用体温計等の用具である。21年度、22年度とも計画目標値に到達していないが、急速に変化することなく、増減を繰り返している。今後もこうした傾向で推移するものと考えられる。	
			【実績】	100	107	115	92	96			
			【達成率】	125.0%	133.8%	143.8%	83.6%	83.5%			
	情報・意思疎通支援用具	情報・意思疎通支援用具給付件数 (単位:件/年)	【計画】	250	250	250	250	250	250	点字器、人口喉頭といった用具である。各年度とも計画値に到達していないが、急速に変化することなく、増減している。今後もこうした傾向で推移するものと考えられる。	
			【実績】	170	180	130	157	202			
			【達成率】	68.0%	72.0%	52.0%	62.8%	80.8%			
	排泄管理支援用具	排泄管理支援用具給付件数 (単位:件)	【計画】	600	620	640	660	680	700	排泄管理支援用具とはストマ装具等を指す。年度により、若干実績数に変動はあるが、直腸機能障がい者等の増加により、利用者は増えると考えられる。	
			【実績】	403	567	745	793	761			
			【達成率】	67.2%	91.5%	116.4%	120.2%	111.9%			
	住宅改修	住宅改修給付件数 (単位:件/年)	【計画】	60	60	60	60	60	60	21年度が60件の目標に対して43件(71.6%)、22年度が60件の目標に対して38件(63.3%)となっており、今後も大きな変化はないものと考えられる。	
			【実績】	57	60	21	43	38			
			【達成率】	95.0%	100.0%	35.0%	71.7%	63.3%			
	移動支援事業(ガイドヘルパーの派遣)	移動支援事業利用時間数 (単位:時間/月)	【計画】	7,866	8,259	8,627	10,333	11,000	11,500	移動支援事業については、18年度以降22年度まで計画を上回っている。この移動支援事業は、障がい者(児)の外出を支援するものであり、社会活動が確実に広がってきたと考えられる。今後も引き続き急速な増加が見込まれ、サービス提供基盤の整備が必要である。(なお、23年10月より移動支援事業のうち、視覚障がい者の部分が居宅系サービスである同行援護に移行する。移動支援事業の計画に反映させる必要がある。)	
			【実績】	8,134	9,012	9,976	11,142	12,108			
			【達成率】	103.4%	109.1%	115.6%	107.8%	110.1%			
		移動支援事業決定者数 (単位:人/月)	【計画】	第2期計画から計上				1,077	1,130		1,187
			【実績】	827	977	922	1,255	1,434			
			【達成率】	—	—	—	116.5%	126.9%			
通所バス運行事業	通所バス運行事業利用者数 (単位:人/日)	【計画】	400	415	430	445	460	475	本事業は通所バスにより、区内の通所施設への送迎を行う事業である。22年度実績が21年度実績と比較して若干減となっているが、今後の重度障がい者の施設利用が増加することを考えると、増加傾向が続くものと考えられる。重度障がい者には重要な移動手段であり、通所施設を運営する社会福祉法人等とも相談しつつ、安定した運行を維持していく。		
		【実績】	295	305	502	540	514				
		【達成率】	73.8%	73.5%	116.7%	121.3%	111.7%				

資料編

足立区第1期・第2期障がい者計画実績一覧

大項目	中項目	小項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度見直し時の評価・分析
地域生活支援事業	地域活動支援センター	地域活動支援センター箇所数 (単位:カ所)	【計画】	6	7	7	7	7	8	本事業では、地域活動支援センターに障がい者が週2～3日通所し、趣味やものづくりの活動をとおして、障がい者の社会参加を図っている。週2～3日の通所のため、一部の障がい者には通いやすい面もあり、引き続き利用希望者は微増が続くと考えられる。
			【実績】	6	7	7	8	7		
			【達成率】	100.0%	100.0%	100.0%	114.3%	100.0%		
		地域活動支援センター決定者数 (単位:人)	【計画】	220	240	250	250	260	270	
			【実績】	220	218	230	236	270		
			【達成率】	100.0%	90.8%	92.0%	94.4%	103.8%		
福祉ホーム事業	福祉ホーム事業	福祉ホーム事業箇所数 (単位:カ所)	【計画】	1	1	1	1	1	1	現在、大谷田福祉ホーム1カ所である。福祉ホームは身体障がい者のための共同住宅の施設であるが、グループホームやケアホームの利用希望が増えてきているため、今後も需要の増加はないと考えられる。
			【実績】	1	1	1	1	1		
			【達成率】	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
		福祉ホーム事業利用者数 (単位:人)	【計画】	5	5	5	5	5	5	
			【実績】	5	5	5	5	5		
			【達成率】	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
巡回入浴事業	巡回入浴事業利用者数 (単位:人)	【計画】	66	69	71	71	71	72	各年度とも計画目標値に到達していない。今後も大きな変化はなく、過去数年の傾向で推移するものと考えられる。	
		【実績】	44	43	49	45	52			
		【達成率】	66.7%	62.3%	69.0%	63.4%	73.2%			
日中保護	日中保護事業利用者数 (単位:人/月)	【計画】	22	25	28	31	34	37	日中保護は日帰りのショートステイである。本事業は19～21年度は計画目標値に到達しなかったが、22年度は計画目標値に到達した。今後も急激な増加はなく推移するものと考えられる。	
		【実績】	30	14	23	29	42			
		【達成率】	136.4%	56.0%	82.1%	93.5%	123.5%			
タイムケア	タイムケア事業利用者数 (単位:人)	【計画】	0	0	30	40	50	60	タイムケアとは障がい児を対象とした放課後対策の事業である。本事業については、実施している団体が利用できる場所に限りがあり計画値を達成していない。今後急激な増減はなく推移するものと考えられる。	
		【実績】	0	0	14	18	20			
		【達成率】			46.7%	45.0%	40.0%			



資料編

足立区第1期・第2期障がい者計画実績一覧

大項目	中項目	小項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度見直し時の評価・分析
地域生活支援事業	更生訓練費	更生訓練費給付者数 (単位:人)	【計画】	150	155	155	120	85	50	更生訓練費とは、就労移行支援や自立訓練を利用している者で施設の利用負担が生じていない者を対象として訓練経費を支給するものである。21年度、22年度は、更生訓練費の支給者は36名で動きはなかった。
			【実績】	125	92	80	36	36		
			【達成率】	83.3%	59.4%	51.6%	30.0%	42.4%		
	就職支度金	就職支度金利用者数 (単位:人/年)	【計画】	5	16	20	27	35	42	本事業は就労移行支援等の訓練を終了し就職する障がい者に支給されるものである。計画値に到達したのは、20年度のみで、その後の利用者は低い水準である。障がい者の就労は大きな目標であり、今後の利用者数の増加をめざしていく。
			【実績】	0	8	20	12	14		
			【達成率】	0.0%	50.0%	100.0%	44.4%	40.0%		
	自動車運転免許取得費	自動車運転免許取得費利用者数 (単位:年)	【計画】	10	10	10	10	10	10	各年度とも計画目標値に到達していない。利用者は1桁台で推移しているが、自動車は障がい者の社会参加に欠かせないものであり、今後もこれまでの計画目標値を維持する。
			【実績】	3	7	8	6	5		
			【達成率】	30.0%	70.0%	80.0%	60.0%	50.0%		
	自動車改造費	自動車改造費利用者数 (単位:人/年)	【計画】	12	12	12	12	12	12	20・21年度は、計画目標値に到達したが、22年度は12人分の計画数に対して4人の利用となった。自動車は障がい者の社会参加に欠かせないものであり、今後もこれまでの計画目標値を維持する。
			【実績】	7	7	12	19	4		
			【達成率】	58.3%	58.3%	100.0%	158.3%	33.3%		
	職親委託	職親委託人数 (単位:人)	【計画】	2	2	2	2	2	2	知的障がい者に対して一定期間職場で技能取得訓練や生活指導を行うものである。障がい者への様々な就労支援が準備される中、小規模企業で事業主から直接的な支援を受ける本事業については、今後も需要の変化はない。
			【実績】	2	2	2	2	2		
			【達成率】	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
その他	手話通訳者養成研修事業	新規登録者数 (単位:人)	【計画】	第2期計画から計上			5	5	5	18年度より「手話通訳者」として新たに登録した人数である。実績の増減あるものの、今後も5人程度の計画目標値を維持する。
			【実績】	5	8	0	4	0		
			【達成率】	-	-	-	80.0%	0.0%		

## 平平成23年度 第3回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成23年12月15日

件名	第5期介護保険料に関する国等から新たに示された事項について
所管部課	福祉部 介護保険課
内容	<p>第5期介護保険料の算定にあたって、国および東京都等から新たに示された事項があるので、下記のとおり報告する。</p> <p>1 現時点で明らかになった事項</p> <p>(1) 国から示された事項</p> <p>ア 調整交付金算定の基礎となる係数</p> <p>イ 特例第3段階の標準保険料率</p> <p>(2) 都から示された事項</p> <p>ア 財政安定化基金の交付額</p> <p>(3) 東京都国民健康保険連合会から示された事項</p> <p>ア 審査支払手数料の単価変更</p> <p>2 介護報酬改定後の保険料試算（シミュレーション）</p> <p>※ いずれも詳細は別紙のとおり</p>

## 第 5 期介護保険料基準額の設定（検討資料）

## 1 現時点で明らかになった事項

## (1) 国から示された事項

- ア 調整交付金算定の基礎となる係数 4.36%
- イ 特例第 3 段階の標準保険料率 0.625

段 階		保険料率
第 3 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税	0.75
特例第 3 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円以下	0.65

## (2) 都から示された事項

- ア 財政安定化基金の交付額 3 億円（ただし平成 24 年度に全額算入する必要がある。）

## (3) 国保連から示された事項

- ア 審査支払手数料の単価変更 76 円（実質的な保険料への影響はない。）

## 2 介護報酬改定後の保険料試算（シミュレーション）

		報酬改定なし	報酬改定 2%	報酬改定 3%	報酬改定 5%
A	第 5 期に必要な保険給付費	1,332 億円	1,359 億円	1,372 億円	1,399 億円
B	第一号被保険者が負担すべき費用（ $A \times 0.2164$ ）	288 億円	294 億円	297 億円	303 億円
C	介護給付準備基金および財政安定化基金取崩し分を算入 （ $B - 9$ 億）	279 億円	285 億円	288 億円	294 億円
D	収納率（96.5%）の影響（ $C / 0.965$ ）	289 億円	295 億円	298 億円	305 億円
E	第一号被保険者（43 万 9 千人）一人当たりの年負担額 （ $D / 439,000$ ）	65,880 円	67,320 円	68,040 円	69,480 円
F	第一号被保険者の保険料（月額）（ $E / 12$ ヶ月）	5,490 円	5,610 円	5,670 円	5,790 円

平成 23 年 12 月 15 日

介護保険・障がい福祉専門部会資料

## 特例第 3 段階の設定（説明資料）

## 1 第 5 期における特例第 3 段階の保険料率

段 階		保険料率
第 3 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税	0.75
特例第 3 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円以下	0.65
第 2 段階	本人及び世帯員全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.58

## 2 保険料率の比較表

第 4 期			第 5 期			標準保険料率（国）		
	保険料率	差		保険料率	差		保険料率	差
第 3 段階	0.75	} 0.14	第 3 段階	0.75	} 0.10	第 3 段階	0.75	} 0.125
—	—		特例第 3 段階	0.65		特例第 3 段階	0.625	
第 2 段階	0.61		第 2 段階	0.58	} 0.07	第 2 段階	0.50	} 0.125

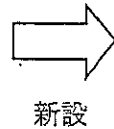
第4期保険料負担段階

	段 階	保険料率
第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上	2.00
第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上	1.80
第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上	1.49
第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上	1.45
第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上	1.21
第5段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が125万円未満	1.08
第4段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がいる場合）	1.00
特例 第4段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.87
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.75
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.61
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.49

第5期保険料負担段階

資料2-3

	段 階	保険料率 被保険者数 (3年間)
第12段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70 3,263人
第11段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上	2.30 2,592人
第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上	2.00 4,253人
第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上	1.80 4,349人
第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上	1.49 10,375人
第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上	1.45 44,879人
第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上	1.21 51,834人
第5段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が125万円未満	1.08 53,742人
第4段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がいる場合）	1.00 40,410人
特例 第4段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.87 69,999人
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.75 2,874人
特例 第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	0.65 60,600人
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.58 82,499人
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.49 31,725人



## 平成23年度 第3回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成23年12月15日

件名	足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の公聴会等の結果について				
所管部課	福祉部 高齢サービス課・介護保険課				
内容	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(中間報告)公聴会等の実施結果について、下記のとおり報告する。				
	記				
	1 公聴会実施結果				
	(1) 日程・参加者				合計69人
	開催日	曜日	時間	会場	参加者
	11月16日	水	午後7時～9時	学びピア	3人
	11月17日	木	午後7時～9時	竹の塚地域学習センター	18人
	11月18日	金	午後7時～9時	鹿浜地域学習センター	15人
	11月19日	土	午後2時～4時	梅田地域学習センター	8人
	11月21日	月	午後7時～9時	保塚地域学習センター	13人
11月22日	火	午後7時～9時	綾瀬プルミエ	12人	
(2) 主な意見・要望等					
ア 介護保険料を値上げしないで欲しい。					
イ 国は介護保険の負担割合を減らしてきているので、もっと負担するよう要望して欲しい。					
ウ 特養待機者が入所できるように施設を整備して欲しい。					
エ 介護の質を高めるため、職員の研修を強化して欲しい。					
オ 公聴会は昼間の開催を増やして欲しい。					
2 町会・自治会への説明会実施について					
町会・自治会に対し、6か所で説明会を実施した。					
※説明内容等					
1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(中間報告)					
2 パブリックコメントの案内					
3 その他介護保険制度全般					

## 平成23年度 第3回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成23年12月15日

件名	平成23年度 足立区介護保険事業実施状況（上半期）について				
所管部課	福祉部 介護保険課				
内容	平成23年度上半期における足立区介護保険事業実施状況（速報値）について別紙のとおり報告する。				
	参考：前年度上半期（9月末現在）との比較一覧				
		23年度	22年度	前年度比	
	第一号被保険者数	147,222人	145,488人	101.2%	
	内訳	前期高齢者	81,872人	84,073人	97.4%
		後期高齢者	65,350人	61,415人	106.4%
	要介護認定者数	25,246人	24,078人	104.9%	
	介護サービス受給者数	20,316人	19,371人	104.9%	
	内訳	在宅サービス	17,205人	16,341人	105.3%
		施設サービス	3,111人	3,030人	102.7%
保険給付費	千円 18,109,041	千円 17,231,891	105.1%		

(数値は、特に記載のないものは平成23年9月30日現在)

1. 保険料賦課状況

① 第1号被保険者数(9月末現在) (人)

年齢区分	A23年度上半期	B22年度上半期	増減数	前年比 (A/B)
65歳以上75歳未満	81,872	84,073	-2,201	97%
75歳以上	65,350	61,415	3,935	106%
(再掲)外国人	1,458	1,420	38	103%
(再掲)住所地特例者	465	440	25	106%
計	147,222	145,488	1,734	101%

※「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

② 第1号被保険者数の保険料段階別状況

所得段階	人数	割合
第1段階	10,161	6.9%
第2段階	27,147	18.4%
第3段階	21,291	14.5%
特例第4段階	22,553	15.3%
第4段階	13,112	8.9%
第5段階	17,061	11.6%
第6段階	15,979	10.8%
第7段階	13,337	9.1%
第8段階	2,823	1.9%
第9段階	1,172	0.8%
第10段階	2,586	1.8%
計	147,222	100.0%

2. 認定状況

① 認定者数(25,246人)の要介護度別状況 (人)

	第1号被保険者		第2号被保険者 (40~64歳)	合計	構成比
	前期高齢者 (65~74歳)	後期高齢者 (75歳以上)			
要支援1	639	2,364	69	3,072	12.2%
要支援2	759	2,574	98	3,431	13.6%
要介護1	595	2,724	84	3,403	13.5%
要介護2	994	3,911	180	5,085	20.1%
要介護3	628	2,940	122	3,690	14.6%
要介護4	541	2,632	122	3,295	13.0%
要介護5	521	2,610	139	3,270	13.0%
計	4,677	19,755	814	25,246	100.0%
構成比	18.5%	78.3%	3.2%	100.0%	
構成比 対前年増減					

参考: 22年9月末の状況

	人数	構成比
要支援1	2,760	11.5%
要支援2	3,423	14.2%
要介護1	3,134	13.0%
要介護2	4,696	19.5%
要介護3	3,722	15.4%
要介護4	3,271	13.6%
要介護5	3,072	12.8%
計	24,078	100.0%

3. 保険給付状況

① 介護サービス受給者数の推移 (人)

各月末\受給者数	受給者数	受給者数	
		在宅	施設
21年3月	17,965	15,085	2,880
21年9月	18,527	15,595	2,932
22年3月	18,695	15,688	3,007
22年9月	19,371	16,341	3,030
23年3月	19,821	16,791	3,030
23年9月	20,316	17,205	3,111

※在宅受給者数は、償還払(福祉用具購入、住宅改修)のみの受給者は含まない。



② 介護サービス別保険給付費

(千円)

サービス名	23年度上半期給付費(9月末)			22年度上半期給付費(参考)	
	介護給付	予防給付	合計		
居宅	訪問介護	2,580,898	255,627	2,836,525	2,736,193
	訪問入浴	263,157	968	264,125	256,255
	訪問看護	292,575	15,167	307,742	299,610
	訪問リハビリ	106,464	7,298	113,762	95,225
	通所介護	2,170,679	276,456	2,447,135	2,139,787
	通所リハビリ	803,356	55,745	859,101	824,232
	福祉用具貸与	592,111	23,038	615,149	572,478
	短期入所生活介護	495,433	3,537	498,970	491,998
	短期入所療養介護(老健)	96,044	362	96,406	100,728
	短期入所療養介護(療養型)	17,117	39	17,156	19,311
	居宅療養管理指導	255,851	13,019	268,870	249,603
	認知症対応型共同生活介護	689,177	25	689,202	658,587
	特定施設入居者生活介護	1,179,083	34,609	1,213,692	1,154,062
	認知症対応型通所介護	321,497	1,129	322,626	324,512
	居宅介護支援	999,232	96,911	1,096,143	1,029,371
	夜間対応型訪問介護	9,179	-	9,179	9,491
小規模多機能型居宅介護	141,167	783	141,950	121,584	
計	11,013,020	784,713	11,797,733	11,083,027	
施設	特別養護老人ホーム	2,848,765	-	2,848,765	2,729,810
	老人保健施設	1,655,634	-	1,655,634	1,660,996
	療養型医療施設	646,534	-	646,534	685,420
	計	5,150,933	0	5,150,933	5,076,226
償還	福祉用具購入	30,209	7,914	38,123	35,694
	住宅改修	51,505	29,239	80,744	73,089
払	計	81,714	37,153	118,867	108,783
高額介護サービス費(公費)	99,107	-	99,107	95,001	
高額介護サービス費(区支払分)	258,020	-	258,020	245,312	
高額医療合算介護サービス費	89,584	-	89,584	51,135	
特定入所者介護サービス費	563,898	-	563,898	543,326	
審査支払手数料	26,227	4,672	30,899	29,081	
その他	-	-	0	0	
総計	17,282,503	826,538	18,109,041	17,231,891	

③ 利用者負担額減額状況

特定入所者介護サービス費支給対象者数(9月末)

	特別養護老人ホーム	老人保健施設	療養型医療施設	短期入所介護	計
第3段階(第2段階以外の住民税世帯非課税者)	346	140	40	449	975
第2段階(住民税世帯非課税者で下記の場合)※	984	336	105	908	2,333
第1段階(高齢福祉年金受給者・生保受給者)	282	184	54	310	830
計	1,612	660	199	1,667	4,138

※第2段階は住民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下

## 平成23年度 第3回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成23年12月15日

件名	24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業（モデル事業）の実施について
所管部課	福祉部 介護保険課
内容	<p>国のモデル事業として24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業を下記のとおり開始したので報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 事業概要 別紙のとおり</li><li>2 実施事業者 株式会社 ジャパンケアサービス</li><li>3 事業実施地区等 (1) 事業実施地区 千住地区及びその周辺 (2) 実施期間 平成23年11月15日から平成24年3月31日まで</li><li>4 その他 実施期間終了後、事業の評価を行い、平成24年度以降の円滑な導入をめざす。</li></ol>

## ○サービス内容

### 定期巡回訪問サービス

- 1日3回程度、あらかじめお約束した時間帯にヘルパーが訪問し、短時間の訪問介護サービスを実施いたします。

#### 《具体的な訪問例》

- ・おむつ交換やトイレ誘導などの排泄介助
- ・毎日決められた時間にお薬を飲まれているかの服薬確認
- ・認知症の方への安否の確認

### 随時対応サービス

- ご自宅にケアコール(在宅版ナースコール)を設置させて頂き、24時間連絡を受け付けます。

#### 《具体的なコール例》

- ・「寂しい」、「眠れない」などの精神的な不安の訴えから精神疾患(うつ病、躁鬱病など)を伴う訴え
- ・「話を聞いて欲しい」などの訴えに対する傾聴
- ・医療ニーズの発生時の医療機関との連絡調整

- 24時間必要に応じて、ヘルパーがご自宅に随時訪問し、必要な訪問介護サービスを提供いたします。

#### 《具体的な訪問例》

- ・「(トイレ・台所・居間・玄関など)へ行こうとしたら転んでしまった」などの転等・転落の訴え
- ・体調不良に対する様子観察などの一次対応
- ・「排泄(トイレ介助・おむつ交換・ポータブルトイレ介助・排便時の処理など)介助

★定期巡回訪問サービスと随時対応サービスに加え、地域の医療機関、利用者のかかりつけ医や指定訪問看護事業所等との緊密な連携を図ります。

## ○モデル対象者

- 足立区民で要介護認定者。

※モデル対象者は、原則として介護保険サービスのうち指定訪問介護サービスと夜間対応型訪問介護サービスを併用しご利用することは出来ません。

## ○実施期間

- 平成24年3月31日まで

## ○利用料金

- 1ヶ月あたり 5,000円(税込)

※ケアコール機によるオペレーターとの通話には1分につき42円の通話料が別途かかります。

## 平成23年度 第3回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成23年12月15日

件名	高齢者実態調査報告書の発行について
所管部課	福祉部 高齢サービス課・介護保険課
内容	<p>足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～26年度）策定のために実施した調査（調査期間：平成23年2月～4月）について、報告書を発行する。詳細は以下のとおり。</p> <p>1 発行部数 足立区高齢者実態調査報告書 （1）本編 300部 （2）概要版 1,800部</p> <p>2 配付先 本編は関係者・関連団体へ配付後、閲覧用として区政情報室及び区内地域図書館に配付する。 概要版は高齢サービス課、介護保険課で無償配布する。</p> <p>3 その他 本編及び概要版を足立区ホームページに掲載する。</p>

F A X 送 信 書

福祉部介護保険課介護保険係 (FAX番号3880-5621) 大澤 裕様

「質問票について」

介護保険・障がい福祉専門部会当日は、質疑応答の時間を設けておりますが、限られた時間ですのでご意見やご質問について、十分な時間が取れないことも考えられます。

つきましては、本質問票を当日(12月15日)午前10時までにFAXでお送りいただきますようお願いいたします。

質 問 票

委員名	鈴木 真理子
質問・意見	(足立区障がい者計画等) について
いつも大変お世話になっております。以下の3点について ようしくお願いいたします。	
①	短期入所(ショートステイ)について(P.8 P.63) 私たち会員の中に短期入所を利用してくる方さんの障がい(状態)によっては受け入れの側から断られるケースもあつと聞いています。区としてどのようなふうにお考えでしょうか。
	P27. 2-5-16 <sup>申請はしているか</sup>
②	<del>既存施設</del> 既存施設利用型重心通所施設の設置の欄で 中程度の医療的ケアを伴うとありますが、中程度レベルは <sup>どの程度の医療的</sup> ケアなのでしょうか。
③	P.54 7-4-3 避難支援が必要な災害時要援護者の把握及び避難支援プラン作成の推進の欄で、今年度更新の年と書類が届いていますが、前回、平成20年度に実施した際、どちらの方が登録した提出された方で避難支援者を記載されていた方は全体のどちらの割合だったのでしょうか。